

総務委員会記録

日	令和7年12月1日（月）（第4回定例会）			
時	休憩 午前10時0分 開議 (午後0時17分～午後1時20分) 午後2時47分 散会			
場所	第1委員会室			
出席委員	岩井 雅夫	茂呂 一弘	桜井 秀夫	安喰 初美
	田畠 直子	中島 賢治	石井 茂隆	米持 克彦
	三瓶 輝枝	野本 信正		
欠席委員	なし			
担当書記	石黒 薫子 粟原 彩			
説明員	総務局 総務局長 久我 千晶 総務部長 中尾 嘉之 総務課長 濱木 功 紹与課長 小木曾 哲 総括主幹 藤田 博美			
	財政局 財政局長 勝瀬 光一郎 財政部長 大畠 晃 資産経営部長 青木 俊 税務部長 谷 みどり 財政部参事（資金 課長事務取扱） 高橋 大樹 財政課長 西村 孝誠 管財課長 成澤 昌明 税制課長 久保木 敬一 課税管理課長 飯澤 康博 総括主幹 中川 功介 資金課長補佐 嶋田 裕市 税制課長補佐 山根 正栄 課税管理課長補佐 松崎 直也			
	議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管 議案第152号・令和7年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号） 議案第155号・千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について 議案第166号・千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について 議案第167号・当せん金付証票の発売額について 陳情第10号・政務活動費の情報公開推進に関する陳情 （府舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情）			
審査案件	年間調査テーマ報告書の中間取りまとめについて			
協議案件				
委員長 岩井 雅夫				

午前10時0分開議

○委員長（岩井雅夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより総務委員会を開きます。

本日、審査を行います案件は、議案5件、陳情1件です。お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。

また、案件終了後、年間調査テーマの中間取りまとめとして意見交換を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第149号、第152号審査

○委員長（岩井雅夫君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管について及び議案第152号・令和7年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）についての2議案は、関連がありますので一括議題といたします。

資料1、財政局の議案説明資料をお開きください。

当局の説明をお願いいたします。財政部長。

○財政部長 おはようございます。財政部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

初めに、議案第149号・令和7年度一般会計補正予算（第3号）のうち、所管について御説明いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億6,924万円を追加し、総額を5,569億4,044万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、後ほど税務部より御説明いたします。

次に、第4条、地方債の補正ですが、第4表地方債補正の変更のとおり、水道事業出資金を1,400万円増額し、補正後の合計を594億3,700万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細書になります。

まず、款1・市税、項1・市民税は、目1・個人について、当初予算の見込みを上回ったため、3億円を追加するものです。

次に、款17・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・民生費負担金は、保育所保育費負担金を5,514万4,000円追加するとともに、款19・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金は、1の施設型給付費収入、2の地域型保育給付費収入を計11億2,556万円追加し、いずれも民間保育園運営等に活用いたします。

その下、目2・衛生費国庫負担金は、特定医療費、指定難病助成事業賛収入を1億9,830万2,000円追加し、同事業に活用いたします。

3ページをお願いいたします。

次に、款20・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金は、1の施設型給付費収入、2の地域型保育給付費収入を計4億6,362万8,000円追加し、民間保育園運営等に活用するとともに、款23・繰入金、項1・基金繰入金は、目7・地域環境保全基金繰入金、森林環境譲与税

分を500万円追加し、ナラ枯れ被害木対策に活用いたします。

次に、款24・繰越金は、前年度繰越金で、令和6年度実質収支のうち、590万8,000円を活用するもので、款26・市債は、目3・衛生債に、水道出資金債を1,400万円追加し、同事業に活用いたします。

次に歳出ですが、款11・公債費、項1・公債費、目2・利子について、予算見積上の利率に対して、発行利率が下回ったことなどにより、8億円を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

続きまして、議案第152号・令和7年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8億円を減額し、総額を1,408億317万2,000円とするものでございます。

その下の表が、歳入歳出補正予算の事項別明細書になります。

まず、下の歳出でございますが、款1・公債費、項1・公債費、目2・利子につきまして、予算見積上の利率に対して、発行利率が下回ったことなどにより、8億円を減額し、歳入につきましても、款2・繰入金、目1・一般会計繰入金を同額、減額するものでございます。

財政部からの説明は、以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 税務部でございます。よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案第149号・一般会計補正予算（第3号）のうち、所管について御説明いたします。

財政局説明資料の4ページにお戻りください。

令和7年度税制改正に対応するための税務システム改修の補正予算でございます。

1の補正理由ですが、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養控除等に係る所得要件の引上げが行われるとともに、大学生年代の子らに係る新たな控除、特定親族特別控除が創設され、令和8年度分の個人住民税から適用することとされました。

具体的な改正内容につきましては、次の5ページを御覧いただきまして、給与所得控除の見直しでは、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げるもので、扶養控除等に係る所得要件の引上げでは、扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件を10万円引き上げるもので、特定親族特別控除の創設では、控除対象の子らの所得要件を拡大するとともに、所得に応じて控除額を低減させる仕組みを設けるものでございます。

このような大規模な改正内容を、令和8年度分の個人住民税に反映させるために、税務システムの改修が必要となり、改修委託に係る執行予定額につきまして、補正予算を計上するものでございます。

なお、委託業務の完了、納品、委託費の支払いが令和8年度となることから、予算額全額を令和8年度へ繰越明許費として繰り越した上で執行する予定でございます。

次に、2の補正理由についてですが、補正予算額は8,430万4,000円でございます。財源は、一般財源でございます。

主な改正内容は、特定親族特別控除の適用に必要な合計所得金額や控除額のデータ項目の追

加、税額計算プログラムの修正、納税通知書及び特別徴収税額通知書等の出力帳票の印字内容の修正、統計資料の編集項目の修正でございます。

最後に、3の今後の予定ですが、今議会におきまして議決をいただきました後、12月中に事業者と契約締結し、税務システム改修を進めてまいります。個人住民税の課税に係る通知につきましては、資料に記載のとおり、令和8年5月から6月にかけて発送してまいります。

説明は、以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、まずは質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。また、賛否表明の際は簡潔明瞭な御発言をお願いいたします。御協力ををお願いしたいと思います。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括でお願いします。

税務システムの改修についてお伺いしたいと思います。財源が一般財源となっているのすれども、国の税制改正に伴う予算で、国からの支援がないのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 国からの財政措置につきましては、地方交付税の算定項目の一つである徴税費において、システム改修に係る経費が措置されております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 8,400万円のうち、地方交付税が措置されるのは幾らぐらいになるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 地方交付税の算定上、約2,800万円措置されると想定されております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） それでは、私も一括でお願いいたします。3つあります。

まず、財政部の議案第149号について、今回の補正予算で千葉市独自の政策判断によりなされている事項はあるのでしょうか。それをまず確認させていただきたいと思います。

2つ目に、議案第149号については、補正予算で、一般的には市民からは物価高騰対策はまだなのかという声が上がっています。ただ、国の事情としては、閣議決定をやつとした段階ですので、今回の補正予算も含めて、今後市で検討する補正予算のスケジュールを確認させていただきたいと思います。

あと、部門は飛び交っていますが、同じく議案第149号について伺います。今度は税務部です。これは当然分かり切ったことをあえて聞くようになってしまいますが、昨年国でごく議論がありました103万円の壁に運動して、大学生のバイト控えの壁を緩和する改正措置の理解で間違いないかをまず確認させてください。その上で、今、安喰委員からもありましたし、

議案質疑で既に部分的な話も出ていたのですが、補正措置の関連で、そもそもシステム改修で8,430万円はかなり大きい金額です。多分これは新しい制度を創設したことによって、このシステム改修でこれほどかかってしまうのであろうと思うのですが、先ほどどの程度いろいろな支援が見込まれるか、補正措置がきちんとされるのかの話があったのですが、そのようなものを含めても、市が独自で負担しなければいけないのはどの程度あるのか、ないのか、それを端的にお示しいただきたいと思います。

最後に、議案第152号について財政に伺います。議案第152号については、今回の補正によって、令和7年度の市債の償還スケジュールや公債費の負担比率にどのような影響を与えるのか、それを教えてください。

最後に、ここでは出ていますけれども、予算編成上の利率の見積りについて、今回の制度は通常のレベルの話なのか、それとも何か特殊な事案があって大きく差異が生じたことがあるのか、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 まず、今回の補正予算で、市独自の政策判断のお話がございました。政策判断により実施する主な事業を申し上げますと、まず、こども若者育英基金に、10月に30億円相当の株式の寄附を頂いたことを受けまして、市拠出分の積立金を困難な状況にある子供や若者の支援のために計上するものになります。そのほか、債務負担になるのですが、老朽化に伴う学校施設の環境整備や、公共工事の施工時期に平準化を図る私有建築物の計画的保全については、市独自の判断により計上するものとなってございます。一方で、民間保育園の運営や、いわゆる指定難病助成につきましては、対象者数の増による経費の追加や、今お話の出ました税務システムの改修につきましては、税制改正による対応でございまして、義務的な経費として計上しております。

次に、物価高騰対策についてですが、今御質問にございましたとおり、11月21日に経済対策の閣議決定がされまして、先週の金曜日に補正予算が閣議決定され、現状本市として必要な対策について検討を進めている段階でございます。今後、新しい交付金の配分等がございましたこともありまして、国の補正予算の動向を注視し、重点交付金の配分状況や、国や県の対策の動向を注視しながら、迅速な対応を図っていかなければと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 この税制改正についての103万円の壁の確認でございますが、今般の税制改正は物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から行われたものでございまして、新たに創設された特定親族特別控除は、大学生の働き控えを緩和するものとなっております。

それと、市の負担がどの程度かでございますけれども、地方交付税の算定上、約2,800万円の措置がされるとされておりますので、計算上でございますけれども、措置されない分については市の負担になると考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

私からは、公債費の減額補正の関係でお答えさせていただきます。

まず、市債の償還スケジュールや公債費負担比率に何らかの影響があるのかに關しましては、市債償還スケジュールにつきましては、基本的に発行金利にかかわらず30年間で元金を均等に償還するものでありますため、今回の利子による減額につきましては影響を受けることはございません。また、公債費負担比率の影響につきましては、予算時点の金利よりも低下することになりますので、比率については想定よりも低下することになろうかと考えております。

次に、今回の利率の見積りにつきまして、制度は通常かどうか、また大きく差異が生じていないかに關しましてですが、公債費の利率の見積りにつきましては、予算編成時点における市場金利や国の予算編成における国債費の利率、日銀の金融政策の動向、こういったものを勘案しながら設定しています。令和7年度につきましては、代表的な10年債の金利で申し上げますと、本市の予算は2.1%であったものに対して、国の予算は2.0%でありまして、予算編成時点での見積りにつきましては適正な水準であったと我々は考えております。

なお、金利の水準につきましては、様々な要因を背景に市場において形成されるものでございますので、その正確な見積りに關しましては、困難な面もございますが、引き続き予算に支障が生じないような利率に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 2回目です、すみません。税務部に対して、議案第149号の件です。先ほど市の負担はあるとのお話だったのですけれども、それはまさにどの程度を見積もっているでしょうか。具体的な金額を示していただけるのであればお願いしたいと思います。いろいろな想定になるかとは思いますけれども、この場合はこの程度などと出ますか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 あくまでも計算上の話でございますが、約8,400万円から約2,800万円を引きますと、約5,600万円となると考えられます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畠委員。

○委員（田畠直子君） 一問一答でお願いいたします。

議案第149号の一般会計補正予算の全体像から何点かお聞きできればと思っております。まず、地方債補正で水道事業の出資金の限度額増額をされていますが、その理由をお示しください。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

水道事業出資金の出資債の限度額増額ですが、令和6年の能登半島地震を踏まえまして、水道管路の耐震化の促進に向けて、国費や県費が措置されるとともに、一般会計から手厚く繰り出しがなされるように、国の操出基準が変更されました。こちらに伴いまして、一般会計から水道事業会計への出資金が増額となるとともに、その財源である水道事業出資金債の限度額が

増額となったものでございます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございました。目的が分かりまして、耐震化、災害対策にも寄与することから、このような起債の増額については国の基準変更によるものと理解しつつも、今後の水道事業の経営や耐震化に向けて継続的な一般会計の財政的負担増加にもつながることが考えられます。全庁的にも、財政健全化に引き続き努めていただくようお願いしたいと思います。

財政局に今回上程されている議案の、全体への財政的な影響を2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、市行政職員や教職員の給与や手当等の増額の議案が上程されております。今後の給与等の予算額の見通しと、市財政に与える影響をどのように捉えているのか、お示しいただければと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今回の給与改正による影響額は約34億円と見込んでおります。財政上の影響は大きいものと考えております。

また、この給与改定の影響額につきましては、今後2月補正予算での計上を検討しているところですが、その際は給与費の執行状況を踏まえまして、金額を精査しながら、必要な財源確保について調整してまいります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございました。人件費の増額は人材確保には重要でありますから、もちろん理解はしてございます。しかしながら、全体の予算の中で人件費の占める割合は大きくなるのだろうと理解できました。現在、中期財政方針なども策定中のことですが、歳入の確保と歳出の適正化に引き続き努めていただきたいと思います。

同様の趣旨でもう1点お聞きできればと思います。指定管理者の次期委託の議案が各局から出ております。委託の限度額について、全庁では総額がどのくらいの増額になって、何%の上昇率の設定になったのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

指定管理に係る委託料の限度額につきましては、前回と今回で指定管理の期間が異なりますので、1年当たりの金額に置き換えて申し上げますと、前回の限度額が1年当たり約68億円、これに対しまして今回が約71億円となっておりまして、約3億円の増額、4%の上昇率となっております。この内容は人件費の上昇などによるものとなります。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。民間なども競争が厳しい中で、指定管理者の委託においても厳しい状況が続くかと思います。人件費の上昇などは適切に行わなければなら

ないので、この1年当たり3億円の増、4%の上昇はもちろん限度額として理解できますが、物価高騰や光熱費の高騰は、また補正予算が別に組まれることを考えると、1施設当たりに係る費用経費は年々増大していることを認識しております。指定管理施設の使用料の改定なども行われていますが、今後の市財政負担についても注視していきたいと思います。ありがとうございます。

税務システムの改修から幾つかお聞かせいただければと思います。委員からいろいろ話がありましたので、私からは、まず補正予算の金額の中で、内訳についてお示しいただければと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 システムをアップデートするためのソフトウェア購入の費用が3,473万円で、そのソフトウェアを本市の税務システムに適用する作業及びテストの実施に要する役務費が4,957万円となっております。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。各委員からの御指摘もありましたけれども、国からの税の改正で、自治体としてはやらざるを得ない中で、市負担が大きくあることはとても遺憾な部分があります。その中で、システム改修にも期限があることから、民間の言いなりにはなってはいないと思いますけれども、予算額の妥当性の見解についても少しお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 今回のシステム改修は、給与所得控除の見直しや、特定親族特別控除の創設など、複数の制度改正が複合した規模の大きなものであることから、改修費が高額となっておりますが、他の政令指定都市と比較しても、本市が特段に高いことはありませんで、妥当な範囲であると考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。全国の自治体が同時期にこのような改修をしなければならない現状を踏まえると、国に左右されることは大変遺憾であると思います。現状では、システム標準化が進められておりますが、標準化が終了すれば、このような改修に係る業務は軽減されるのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 標準化対応後は、国の策定する標準仕様書に沿ってシステム改修が行われますので、個別対応に要する負担は軽減される見込みでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。標準化していくためのプロセスについては、自治体の負担が大きいところもありますけれども、完成すれば個別対応に要する負担が軽減されることは理解できました。ありがとうございます。

最後なのですから、このシステム改修に付随して、今回の税制改正における財政的な影響額と、国からの財政措置の見通しについてお聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 令和7年度の課税実績からの推計になりますが、約8億円の税収減が見込まれま

す。国からの財政措置につきましては、現行制度がそのまま適用された場合ですが、税収減になつた分の75%が地方交付税として措置されることになりますが、これは原則が適用された場合の措置でありますことから、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。そうすると、25%は補填もされず、自治体が減収になることで、市民、国民にとっては負担が軽減されたものも、最終的には自治体の歳入が減ってしまうと、市民サービスの低下にもつながりかねないので、国の制度の改正にはいかんともしがたい気持ちもありますけれども、これは自治体としては肅々と対応せざるを得ないと思いますので、業務を遂行していただくようお願いしまして、終わります。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

順不同で、まず公債費8億円の補正ですが、発行利率が下回ったけれども、これはいつからいつまでの元金についてこうなっているのか、お尋ねします。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

この金利につきましては、令和7年度に適用されるものになっております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。本来は利率何%が何%に下がって、先ほども少し国や市の考えが出ましたけれども、幾らに下がって、本来だったら幾ら払うべきものがこの8億円マイナスになるのか、お尋ねします。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

予算上、例えば、10年債で御説明いたしますと、予算上の見積り利率は2.1%で見積もっておりました。ただ、実際に資金調達をした際に、1.5%から1.8%の間で資金調達ができたことから、そういう部分が差分となりまして、今回8億円が不要となりました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。そうしますと、利率が1.5%から1.数%に下がることで、本来は幾ら払うべきところがマイナス8億円になったのか、再度伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

本来の予算は85億円を利子として支払うところ、今回8億円減となりましたので、77億円となります。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。先ほども少し触れていただいたのですけれども、今まで金利というと、上がりに上がってきたイメージを私は持っていたのですが、これ

だけ10%ぐらい下がってきた理由、例えば、何か借換債に使ったり、いろいろ工夫をこれまでもしていただいておりますが、何かしらの要因があつたのかどうか、お尋ねします。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

まず、我々が予算上見積もつた、例えば、10年債であれば2.1%ですが、これは先ほども御答弁しましたとおり、市場金利であつたり、日銀の政策金融の動向、国の積算金利などを勘案しまして、2.1%だらうと見積もつておりました。ただ、実際に資金調達した場合には、1.5%から1.8%の間で資金調達できたことで、我々が想定していたよりも市場の金利は低かったことになります。ただ、この金利は、様々な要因を背景に、市場において形成されるものでありますので、なかなか正確な見積りは難しく、なので実際問題、資金調達した際にこれだけ差が生じたものです。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。先ほど申し上げましたけれども、今、利率は上がつてきていると思います。なぜこういった現象というか、いま一つ理解が深まらないのですけれども、理由はどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いします。見積りが多かつたというのは伺いましたけれども、実際にこれだけだったのは、過去にそのような事例があつたのかも含めて、今回このような状態になつたことの大きな要因はどうだったのか、理由はいろいろ伺いましたけれども、もう少し深く伺えればと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

まず、金利につきましては、繰り返しで恐縮なのですけれども、市場において様々な背景を要因に決められるものでございます。ですので、現状は10年であれば、今の金利動向で言えば1.8%ぐらいになってございますが、これは今後上がるのか、下がるのかは、日銀の政策金融の動向であつたり、様々なことで決せられまして、我々そこはなかなか、今後下がります、上がりますと見通しを申し上げることは難しい状況にあります。ですので、今のこの金利水準が1.8%だったら1.8%なのですが、これが今後どうなるのかは、まだまだ我々も注視していかざるを得ない状況にありますので、そういった観点で、予算上は2.1%で見積もつておりましたが、そのような世の中の動向などで、市場で判断されて、現状このような水準感になっていきます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。公債管理基金に入つてある分から出すと理解しているのですが、この部分を出さずに、そのまま公債管理基金に入れておくという考え方はどうなのでしょうか。その辺りをお伺いできればと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 公債管理基金につきましては、基本的には元金の支払いを平準化するために積立てを行つてありますので、先ほど申し上げたように、代表的な10年債でございますと、借りた10年後に全額を一斉に償還することになりますので、10分の1ずつ積み立てていって、10年後に

その分を取り崩す形で、基本的には元金の平準化で運用するための基金となります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございました。

次は、税制改正の内容で、給与所得の見直し、令和7年度までが55万円で、今度は令和8年から65万円、あとは扶養控除等に係る所得要件の引上げによって48万円が58万円、あと大学生の子に係る特別控除を創設するということですけれども、これらのそれぞれの対象者がどのぐらいいて、実際に幾らぐらい、本来はこの分は国から全額入ってくるとは思いたいのですけれども、今のところ金額をそれぞれどのように考えて、国からのそれに対する補填はどのようになってくるかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 税制改正で影響を受ける市民の数と理解させていただきまして、令和7年度の個人住民税の課税状況から推測した数値でございます。給与所得控除の見直しで5万7,000人ぐらいで、扶養控除等における所得要件の引上げで新たに扶養となる人が約1万1,800人ほど、特定親族特別控除の対象となる人が約1,700人ほどと考えております。

影響額というのは、税収への影響でよろしいでしょうか。令和7年6月の決算見込をベースに算定しますと、先ほども申し上げましたが、総額約8億円の減収となる見込みでございまして、国からの財政措置で、現行制度がそのまま適用されると仮定してございますが、75%措置されると考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） こうした状態において、市の負担が増えることにおきまして、本来であつたら、ここで言うのが正しいのか分かりませんが、各政党の話を聞いていますと、それぞれこういった状況にするための手立て、あるいは予算配分はこのようにしたほうがいいのではないかという応対など、それぞれの政党間であつたように思いますが、今、政府の出してきたのはこのようなことであり、市の財政がかなり厳しくなることも含めて、先ほどの御答弁ですと、これから国の動向を注視していくこともありますけれども、逆に市からこういった取組について、せっかく所得控除の見直しや税務システム改修もありますけれども、これについてどのように国に伝えているのか、市の負担がこれだけ増えることについての国への要望や考え方などになっているのか、お尋ねします。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 今、御指摘の面に関しましては、例えば、税制改正であつたり、システム、行政コストの上昇等、様々な要因があるのですけれども、政令市市長会等を通じて、そういうことに関しては全体としてきちんと一般財源を確保するようにと要望を行っております。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございました。

あと、これで最後にしたいと思いますが、保育の分野でもこのたび国からの対策費が出たり、あるいはまた県からも、そして千葉市からも保育料もとなってまいりますけれども、これによって子供たちを多く受け入れられると認識しているのですが、そのほかに、例えば、保育士の

給料の改善などまで取り組んでいいのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政とは関係ありません。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） でも、そこまで分かっているのだったら伺いたいです。分かっていなければ結構です。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 措置費の詳細については、あくまでも今回の増額補正については想定人数を上回ったことに関する歳出の増に対して、基本的には国が2分の1、県が4分の1の財源措置をされています。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いいたします。

補正予算でありますけれども、この財源内訳を見ますと、国庫支出金と県支出金がほとんどで、一般財源がごく僅かな理由についてまずお伺いします。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今回の補正予算は、一般会計では歳出予算が19億6,900万円に対しまして、一般財源の額が3億600万円となっております。御質問の国庫支出金につきましては、このうち11億2,600万円、県支出金が4億6,400万円となりますが、こちらは民間保育園等運営費や特定医療費助成事業費といった、法律で負担割合が決まっている経費が増額となったことに伴う財源を計上したことによるものです。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） ちまたでは物価高騰で大変苦しんでいる市民が多いわけです。千葉市の予算措置といえば、今回予算を組んで、あとは2月補正と、そして当初予算となるので、お正月を迎える市民に対して一般財源からできる限り絞り出して、物価高騰対策支援をすることが必要ではないかと私は思います。それが見えない理由は何なのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 物価高騰対策につきましては、御案内のとおり、11月21日に国に総合経済対策が閣議決定されまして、先週金曜日に補正予算案が同じく閣議決定されました。これを受けまして、本市として必要な物価高騰対策について現在検討を進めており、今後、重点支援交付金の配分状況や、国や県の動向を見極めながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 局長は議会になると、スーパーを見て、物価の状況を見て歩く癖が出たようでありますけれども、今年はお餅も高いようです。1キロで2,000円のところもあって、これでは本当に手が出ない人たちにも支援をしなければいけないのではないかと私は思っているのです。今、重点支援地方交付金のことはありましたけれども、この見通しは、今までの交付と比べてどの程度の大きさなのか、事業内容は国から指示があるのか、市独自の事業の見通

はどうか、お尋ねしておきます。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

先日、閣議決定されました国の総合経済対策を盛り込んだ補正予算案では、自治体独自の物価高騰対策に活用できる交付金としまして、昨年度の全国総額6,000億円を上回る2兆円が計上されたところでございます。現時点では、本市への配分額の詳細は明らかではありませんが、昨年度の本市への交付金の配分額が13億4,000万円でございましたので、これを上回るものと考えております。国からは、推奨事業として、おこめ券やプレミアム商品券などの食料品の物価高騰支援などが新たに示されたところですが、実施する事業については引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今、昨年度の6,000億円を上回る2兆円で、かなり起債ができそうなので、また市独自の施策を行う時には、議会の総務委員会の意見もよく聞いて、市民の厳しい状況を救えるような事業を組んでもらいたい、このことをお願いしておきたいと思います。

次に、歳入歳出明細書の中に、ナラ枯れ被害木対策事業の財源として、森林環境譲与税が出ておりますけれども、この仕組みと、市民負担額と、千葉市の総額、使い道の目的、残額などについてお示しいただきたいです。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

森林環境譲与税につきましては、個人住民税均等割の枠組みを用いまして、国税として一人年額1,000円を市町村が徴収しまして、市町村や都道府県に対して私有林人工林面積や、林業の就業者数あるいは人口といった客観的な基準で按分して譲与されるものとなります。また、金額ですが、令和7年度は約1億5,000万円の譲与を見込んでおりまして、今回の補正予算を含めまして、譲与された額と同額程度を適切な森林整備等のために活用する見込みであります、令和7年度末の残高は約1億3,000万円となる見通しです。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。

次に、税務システム改修についてお伺いします。最初に、8億円の減収でありますけれども、交付税措置があるように先ほど説明がありました。75%ということですけれども、それでよろしいのかどうか、お伺いします。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 先ほども申し上げましたが、現行制度がそのまま適用されました場合は、税収減になった75%が地方交付税として措置されることとなっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 給与所得控除の最低保障の引上げなど、あるいは扶養控除等に係る所得税の引上げなどとありますけれども、その中の説明では、賃上げによる所得の増加が見込

まれると、よって税収も増えるのではないかとのくだりがありますけれども、税収はどのくらい増えると今見込んでいるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 厚生労働省が8月に発表した令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況によりますと、賃上げ率が前年比で5%を上回ったとされておりますが、税収への影響は現時点では算定しておりません。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 先ほどの委員の質問の中で、25%は市の負担ではないかと、そのとおりだと思いますけれども、税収が上がることになると、それをカバーすることができるのかどうか、お伺いします。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 現時点ではカバーできるかどうかまでは想定しづらいです。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 令和8年度の地方財政計画の国の動向に期待していると言われておりますけれども、どのように期待しているのか、お伺いします。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 令和8年度の地方財政計画に関しましては、今回のいわゆる年収の壁の見直しに伴う減収のほか、社会保障関係費や人件費の増加、物価高の影響などを適切に反映した上で、地方交付税をはじめとした必要となる一般財源総額につきまして、しっかりと確保していくことを期待しております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 最後になりますが、給与所得控除の最低保障額の引上げ等について、先ほど人数のお話もありましたけれども、対象者に対してどのように知らせて、対象者が漏れるようなことは、これは税収の中で完璧に行われることで、間違いないということでおろしいですか。

○委員長（岩井雅夫君） 課税管理課長。

○課税管理課長 課税管理課でございます。

今回の補正予算のシステム改修によりまして、計算が正しくされるように改修しますので、その計算によりまして、納税義務者に納税通知を発送することになり、漏れることはないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 終わります。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） いろいろありがとうございました。議案質疑で確認されていることについてはここでは聞きませんでしたので、かいつまんで言いますと、ここでは補正予算についても独自に、こども若者育英基金や、教育施設の老朽化対策などをしっかりと組まれていること

は確認させていただきました。また、経費の増加に伴って行う分については、しっかりとこの場で肅々と片づけていただくことも確認させていただきましたので、それをしっかりと行っていたくことは申し上げたいと思います。

その上で、税務部のほうで、システム改修の話と税収減の話がごっちゃになった印象もなきにしもあらずだったのですが、税収減の話も議案質疑で既に確認されておりますので、ここでは特に言いませんでしたけれども、こちらでできるいろいろな要望を私たちも力を合わせてやっていきたいと思っております。その一方で、システム改修についてはしようがないところもございます。標準化までの期間は、次以降は創設ではなくて、微調整も今後、今、国会でもまた議論があって、来年もそういったことがあると見込まれ、しばらくの辛抱になるといったところはじくじたる思いではございますけれども、引き続きそこも応援していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

公債管理についても確認させていただきました。肅々と行っていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 税務システムの改修で、給与所得控除の最低保障の引上げや、また大学生の子らに新たな控除、特定親族特別控除など、市民の利益になるものがされるように思います。しかし、財政の支出の中で、補正予算中、一般財源が極めて少ない、そしてお正月を迎えるとする物価高騰の中で苦しんでいる市民への対策が見えないのは、非常に残念だと申し上げて、基本的には賛成です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 先ほども賛否で賛同するとのことで、田畠委員からも言わせていただいたのですけれども、やはり物価高騰の対策については、政府も早く行っていただくように、テレビで毎日のように議論ばかりしているのは、どうも市民、国民にとっては大変な状況の中で打って出ていないとの話を聞いたりするので、早く行っていただけるように、千葉市からもお伝えしていただきたいことと、今般示された中で、千葉市の負担も、税制改正で市民の方がこれによって社会保障制度などが払いやすくなるのかと一方で思いながらも、やはり千葉市の財政負担が続くのでは困りますので、先ほど市から国に言っていただけるというお答えもございました。また、細かいところでも、今、取り組んでいただく中で必要不可欠なものと、国と県の補助金を有効に活用しながら、千葉市の持ち出しも最小限で今回の補正予算が組まれたことに賛同させていただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第152号・令和7年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第152号は原案のとおり可決されました。

議案第167号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第167号・当せん金付証票の発売額についてを議題いたします。

当局の説明をお願いいたします。財政部長。

○税務部長 財政部でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

大変恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

議案第167号・当せん金付証票の発売額について御説明をいたします。

本議案は、令和8年度における当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売限度額について、全国発売計画を踏まえますとともに、年度途中における追加販売にも対応できるよう、前年度と同額の100億円以内と設定するものでございます。

宝くじにつきましては、地方財政法第32条及び当せん金付証票法第4条によりまして、都道府県及び政令指定都市の議会が議決した金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて発売をするとができるとされており、許可は、原則として発売前年度の12月31日までに受けととされているため、今議会に提案するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑等がありましたらお願ひいたします。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括でお願いいたします。

宝くじの発売額は100億円ですけれども、宝くじの売上げの推移についてはお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

宝くじの売上げの推移でございますが、過去3年分で申し上げますと、まず令和4年度の発売額が79.2億円に対して、売上額が69.5億円、令和5年度は発売額が76.8億円に対して、売上額が66.5億円、令和6年度は発売額が75.5億円に対して、売上額が61.8億円となってございます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括だったのに、先ほど聞くのを忘れてしまいました。収益金なのですけれども、売上げがかなりありますが、この収益金はどのように活用されているのか、昨年度について具体例をお示しいただけたらと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

令和6年度の収益金は約24億円ございますが、この主な使途につきましては、まず防災備蓄品整備などの災害対策事業として約8億円、次に美術館や文化ホールなどの維持管理といった芸術文化振興事業に約7億円、生涯現役応援センター事業や少年自然の家管理運営といった高齢者・少子化対策事業に約7億円、こういったものなどに充當しています。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） ありがとうございます。様々な事業に活用されていると理解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括でお願いいたします。

先ほどほかの委員からも説明があったところは省きます。

売上げの話はもう出ていました。ただ、一般的な仕組みとして、収益の三、四割ぐらいが県や政令市の歳入になっていると理解しています。違つたら指摘してください。その上で、千葉県と千葉市の比率はどうなっているかを教えていただきたいと思います。これが1つ目です。

2つ目は、先ほど収益の使途についてもお話をいただきました。そのように使っているというお話でしたけれども、宝くじ販売自体が市財政にどういった影響を与えていたかを示していただきたいと思います。

最後に、先ほどの話だと売上げは微減でしょうか。少し減っている状況があると思います。販売促進などもされているかと思いますけれども、その状況と、当然我々は市内で買ってくださいなどと私も言ったりもするのですけれども、ギャンブル依存症家族会など、そういった方から否定的な反応が市に来ていないかどうかについても確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

まず、県と市の収益金の配分の状況、割合についてですが、千葉県が80%、千葉市が20%になってございます。

次に、収益金の本市の財政に与える影響についてですが、宝くじの収益金は、先ほど答弁もいたしましたが、様々な公共事業に使われております。こういった公共事業の推進に欠かすことのできない財源と考えております。また、金額につきましても大きくて、貴重な自主財源であると我々は考えてございます。

次に、販売促進の状況と、依存症に対する否定的な意見があるかどうかにつきましては、まず宝くじの販売促進策につきまして御回答いたしますと、まず宝くじの全国団体であります、全国自治宝くじ事務協議会におきまして、売上向上のための各種取組を進めているところでございます。具体的な取組を申し上げますと、主に若年層に向けて行っているブランディングCMや、SNSを活用した広報の展開のほか、購入額に応じたポイントの付与や、インターネットによる販売なども行ってございます。また、本市としましても、市政だよりやホームページ、ラジオなどによる広報によりまして、市内での購入を呼びかけております。

次に、依存症に対する何か否定的な反応があるかどうかに關しましては、我々が把握する限りですが、否定的なコメント、反応は現在寄せられておりません。なお、全国自治宝くじ事務協議会におきまして、ギャンブル依存症対策としまして、宝くじコールセンターに専門家による研修を受けました相談者を設置したり、宝くじ売り場に依存症に関するリーフレットを設置するなど、依存症対策のための取組を行っているところでございます。本市としましても、収益金が公共事業に使われていることをホームページなどで広報することによりまして、射幸心

をあおるのではなくて、公共心に訴える取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畠委員。

○委員（田畠直子君） 1点だけすみません。根本的なお話で大変恐縮なのですけれども、昨年度の市内販売状況としては75.5億円と確認できたのですが、そもそも100億円に設定されたその根拠についてお示しください。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

今、委員からも御紹介があったとおり、当せん金証票の発売額につきましては100億円以内とさせていただいております。この金額の設定の考え方ですが、まず全国自治宝くじ事務協議会において算出されました、令和8年度発売計画額を基に、本市の発売見込額を計算したところ、約80億円となります。しかしながら、過去にも震災復興くじの発売によりまして、前年度の発売実績を約10億円上回ったケースがあることなどから、突発的な増額に対応できるよう、80億円に若干の余裕を見込んで、20億円上乗せした100億円以内という形で提案させていただいているです。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） それほど長くないのですが、一問一答でお願いします。

県と市の頂ける割合を伺ったのですけれども、これは制度的に全国一律となっているとは思うのですが、これに対する県への要望や、考え方は、このままでいいと千葉市は考えているのか、その辺りもお伺いできればと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

収益金の県市間の配分割合は、全国一律というよりも、それぞれの地域で協議した上で決定されているものでございます。我々としても、本市が政令市に移行したタイミングで、千葉県と我々で協議した結果、当時の人口であったり売上実績を勘案して、80対20で配分しています。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。随分、千葉市も都市化が進んできていますし、そういう意味で以前政令指定都市の移行のときに協議をしていただいていたと今伺ったのですが、いま一度見直しの協議等もしていただいてもいいのではないかと思います。それに対する、今までどのような考え方やってきたのか伺えればと思いますので、お願ひします。

○委員長（岩井雅夫君） 資金課長。

○資金課長 資金課でございます。

当時と比較しますと、正直言いますと、人口であったり売上げが減ってきてている状況にあります。このような状況にありますので、今は静観しているところでございます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。県からもいろいろな意味で補助金などを頂いていると思うのですが、こうした状態がなかなかベストとは言い難いのではないかと思いますので、引き続き協議していただけるのであれば、協議のテーブルに乗せていただくよう要望して、終わりたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 賛否についてです。

議案質疑では、あまりこの議案が話題に出ない印象があったものですから、いろいろ聞かせていただきました。使途も含めていろいろな経緯もよく分かりましたし、貴重な自主財源なのだと改めて確認させていただいたところでございます。減ってきてている状況に対して、やはり若年層に対しての販売促進をやらざるを得ない、当然やるのは分かります。その一方で、全国的にきちんと相談窓口やリーフレットにも対応されていることも確認できましたので、今後もしっかりとこれを続けていただきたいと思いますので、賛成させていただく次第でございます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第167号・当せん金付証票の発売額についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第167号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

どうも御苦労さまでございました。

〔財政局退室、総務局入室〕

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第155号・千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

資料2、総務局の議案説明資料をお開きください。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第155号について御説明いたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

総務局議案説明資料の2ページをお願いいたします。議案書では1ページでございます。

議案第155号・千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

1の趣旨でございますが、本年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づきまして、一般職の職員の給料及び期末・勤勉手当等を引き上げるとともに、一般職の職員の改正を踏まえまして、特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の給料及び期末・勤勉手当を引き上げるほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の主な内容でございます。

まず（1）一般職の職員の給料月額の改定でございます。ア、一般行政職の改定率につきましては、表を御覧いただきまして、一般行政職の職員の平均給料月額は、改定前の給料32万5,572円を、改定後の33万5,761円に引き上げまして、改定率は3.1%でございます。

次のイ、その他の職ですが、教育職や医療職といったその他の職員につきましても、一般行政職との均衡を基本に改定するものでございます。

次に、（2）医師、歯科医師の初任給調整手当の改定でございます。医師、歯科医師の初任給調整手当の支給限度額を、月額22万4,600円から23万1,300円に引き上げるものでございます。

次に、（3）一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げでございます。令和7年12月期の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分、引き上げるものでございます。表のすぐ上にございますが、今回の改正によりまして、年間支給月数は4.6月から4.65月に引上げとなります。

支給月数の内訳につきましては、表のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

（4）通勤手当の改定でございます。自動車等使用者の通勤手当の支給額を、距離区分に応じまして、200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。改定額の内訳につきましては、表のとおりでございます。

次に、（5）宿日直手当の改定でございます。施設管理等を目的として、夜間や日中に職場で待機させる、宿日直勤務を行った際に支給する宿日直手当の支給限度額を引き上げるもので、改定額の内訳につきましては、表にございますが、例えば、日直の場合ですと5,000円から5,300円に引き上げるものとなってございます。

次に、（6）特別職の職員の期末手当の引上げでございます。令和7年12月期の期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。今回の改正によりまして、期末手当の年間支給月数は4.6月から4.65月に引上げとなります。支給月数の内訳は表のとおりでございます。

次に（7）附属機関の委員等及び特別職の非常勤職員の報酬上限額の改定でございます。一般職の職員の給与改定を踏まえまして、令和8年度から報酬上限額を日額2万4,200円から2万4,900円に引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

（8）会計年度任用職員の給与改定でございます。まず、ア、給料月額の改定につきましては、一般職の職員の改定に準じまして、令和8年度から給料月額を改定するものでございます。

次に、イ、期末・勤勉手当の引上げにつきましては、一般職の職員の支給月数に準じまして、令和8年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げるものでございます。今回の改正により、年間支給月数は、4.6月から4.65月に引上げとなります。

支給月数の内訳につきましては、表のとおりでございます。

最後に3の施行期日ですが、一般職の職員の給料表、医師、歯科医師の初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当の改定につきましては、公布の日からといたしますが、令和7年4月1日に遡って適用いたします。また、一般職及び特別職の令和7年12月期の期末・勤勉手当の改定につきましても、公布の日からといたしますが、手当の算定基準日でございます令和7年12月1日から適用いたします。令和8年度以降の期末・勤勉手当の改定、附属機関の委員等及び

特別職の非常勤職員の報酬上限額の改正並びに会計年度任用職員に係る改正につきましては、令和8年4月1日からといたします。

なお、参考といたしまして、影響額ですが、令和7年度の常勤一般職の職員の給与改定で約34億円の増を見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩井雅夫君） それでは、御質疑等がありましたらお願ひいたします。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願ひいたします。

人事院勧告では、給与改定と期末・勤勉手当の引上げとともに、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等が上げられているのですけれども、今回の条例改正には反映されないのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

社会と公務の変化に応じました給与制度の整備なのですけれども、いわゆる給与制度のアップデートといわれておりますと、こちらに関する勧告への対応につきましては、勧告の中で実施時期が来年の令和8年4月1日とされておりすることから、関係条例の改正案につきましては、次回の令和8年第1回定例会で御提出ができますよう、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 次の定例会で審議させていただくことになると思います。

次に、初任給なのですけれども、大幅に引き上げるとのことですが、その大幅は幾らぐらいになるのか、お示しください。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

大体大卒の程度になりますけれども、上級試験を合格した方の初任給につきましては1万2,000円、それから初級試験、高卒程度になりますけれども、初任給は1万2,300円それぞれ引き上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 1万2,000円を超えるとのことで、これは確かに大幅だと思います。やはり初任給を見て、どこの市に行きたいと検討する方が多いと思いますから、この初任給の引上げは有効だと思います。

次に、初任給を政令市や県内都市と比較した場合、千葉市はどのぐらいの位置にいるのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

上級試験に係る初任給を例に挙げさせていただきますと、給料に地域手当を加えた額をもちらと、本市では26万4,845円となるのですけれども、例えば、近隣政令市、また千葉県、それから県内のほかの市を含めますと、大体約25万円から26万円の水準帯にありますと、比較い

たしましても遜色のない水準であると考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 同程度で安心しました。やはり千葉市を選んでいただくというところで、お給料がしっかりと確保されなければいけないと思います。今回このように上げていただくことで、千葉市を志望する人も増えてくるのではないかと思います。

次に、通勤手当に移りたいと思うのですけれども、この自動車等で、バイクや自転車も対象となることですが、10キロ以上の方が対象になっているのですけれども、対象にならない、外れてしまう方はどのくらいいるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 紙与課でございます。

令和7年度の状況でございますが、自動車等使用者が7,708人でございます。今回、改定の対象となります10キロ以上の区分の人数でございますが、2,272人でございます。逆に言うと、改定の対象になりませんそれ以外の人数は5,436人となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 10キロ未満の方が5,000人と少しあはいることで、近くから通勤されていることがこれで分かったと思います。この外れてしまう方が5,436人いるのですけれども、全員を対象としない理由は何でしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 紙与課でございます。

自動車等使用者に対します通勤手当の手当額でございますが、民間企業の支給状況、それから国の人事院勧告の内容を踏まえ、国家公務員と同じ内容で引き上げるとされました本市の人事委員会の勧告を踏まえて、今回対応させていただくものでございます。その上で、10キロ未満の区分でございますけれども、こちらを改定の対象としないことにつきましては、民間企業の支給状況と均衡していることを踏まえまして据え置くことになったと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 分かりました。民間と比べてそれほど大差がないことで、今回は引上げを見送ったとのことです。

次に、宿直手当の件なのですけれども、この対象となる業務は何かと、それからこの宿直手当の改定が、私が議員になってからあまり出てきていなかつたと思うのですけれども、いつ以来の改定になるのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 紙与課でございます。

今回のこの議案での改定の対象となるところで申し上げますと、例えば、消防本部や消防学校における宿直・日直勤務が対象となります。例えば、災害等が発生した際の情報収集や、施設等のトラブルがないか定期的に見回りなどを行わせるために、夜間や日中に職場に待機をさせることが対象となります。

なお、今回の改定でございますが、平成30年以来となりまして、7年ぶりになります。
以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、特別職の期末手当の引上げなのですけれども、市長の期末手当を一般職と同様に引き上げると、年額734万8,860円となりますけれども、これだけ物価高騰が続いている中で、市民感覚からすると、特別職の期末手当の引上げは妥当とは言えないのではないかと思うのですけれども、見解について伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

特別職の期末手当につきましてですが、従前より引き上げるときも、また引き下げるときも、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数に合わせて改定してきておりますので、今回も同様の対応とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今までそうやって一般職と同じように引き上げたり、引き下げたりしてきたかもしれませんけれども、別に今回に限っては、引上げをしなくてもいいということも考えられたのではないかと思います。それについてはどうなのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 特別職の期末手当の支給月数について、いろいろ御意見があるのは我々としても承知しておりますけれども、一般職に準じて同じ月数、上げるときも、下げるときも同じ月数でこれまで行っておりますので、これを我々としては妥当であると考えて御提案をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 慣例を踏襲するとのことで、一応お話を伺いました。

次に、会計年度任用職員についてなのですけれども、この会計年度任用職員の方は今何人ぐらいいて、職員の中では何割ぐらいの割合になるのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

本年4月1日時点の全体の職員数が1万7,491人でございます。このうち会計年度任用職員は4,833人で、全体の約28%となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 約28%、大体3割ぐらいということで、分かりました。

それで、会計年度任用職員の給与改定についてなのですけれども、来年の4月から引上げをするとと思いますが、千葉市と同様に、今年の4月に遡らない、遡及していない政令市はあるのか、また県内の自治体の状況についてもお聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 昨年の実績となりますけれども、会計年度任用職員の給与改定を本市と同様に翌年度から改定した政令市は、浜松市と福岡市でございます。県内においては、千葉県のほか、市川市、船橋市、松戸市、柏市など主な市、それから習志野市、四街道市、市原市など近隣市におきましては、年度当初に遡及して改定してございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 政令市でも会計年度任用職員の給与改定の遡及をしていないのは、千葉市を合わせて3市ですよね。それは昨年度の実績だから、今年度がどうなるかはまだつかんでいないので、多くの自治体が、県内の近隣市を見ても遡及をしているので、ぜひ会計年度任用職員の生活を支えるためにも、4月に遡って差額を支給すべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務部長。

○総務部長 会計年度任用職員の給与改定の時期でございますけれども、従前から翌年度に改定してきてることや、あるいは引き上げる場合におきまして、家族の扶養の範囲を超えないよう、働き控えを行う職員が一定数存在するといったことが考えられます。そうした場合、市民サービスの低下につながるおそれもあるのではないかと思います。

それから、任用を開始するときに、給与等の勤務条件を示しているわけですけれども、その任用期間の途中で勤務条件を変更しなければならないことにつきまして、職員個々の十分な理解が必要になるであろうということ、またそうした場合の生計への影響を総合的に勘案しまして、翌年度に改定するとしております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 正規の職員と同様に会計年度任用職員の方は様々責任を持って働いていらっしゃいますから、やはり同じような給与を支払っていくことがモチベーションにもつながっていくと思いますので、従前からそのように翌年度に改定しているとおっしゃいましたけれども、やはりここに来て、この制度の見直しも考えていくいただけたらと思います。それを意見して、質問を終わります。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畠委員。

○委員（田畠直子君） 一問一答でお願いいたします。

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、行政職給料表の改定について、改定率が最大となる級とその割合、最小となる級とその割合をお聞かせください。あわせて、給与月額のみの影響額は総額としてどうなるのかもお示しいただければと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

まず、行政職給料表のそれぞれの級の改定率なのですけれども、こちらを見ますと、改定率が最大になりますのは、1級の5.19%です。これに対しまして、最小値につきましては、7級の2.20%となります。また、今回の給与改定におきまして、給料月額、いわゆる給料の影響額につきましては、16億2,300万円の増額となります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。平均が3%台でありますけれども、それだけ級数によって改定率の上下があること、それから、今回の議案のうち財政全体への影響額は34億円のうち16億2,300万円の増額という、給料月額のみの影響額について確認させていただきました。これを確認させていただいたのは、退職手当の今後にも影響があるのではないかと思いまして聞かせていただいたのですが、退職手当の支出にはどのような財政的影響があるのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 納入課長。

○納入課長 今回の給与改定によります退職手当の影響でございますが、約7,400万円程度になるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。人材確保の観点からは、このような適用をしていくことは重要であると考えますが、財政的影響については大きいことが確認できました。

あと2点ほどになりますが、少し細かいことになってしまいます。一般職の職員の給与月額の改定の項目にあります、その他の職員というの、どのような職の方々を指して、何名程度いらっしゃるのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 納入課長。

○納入課長 納入課でございます。

一般行政職との均衡を基本に、今回の議案で改定いたします、いわゆるその他の職でございますけれども、教育職給料表が適用されます小中学校に勤務する教育職員、いわゆる学校の先生、それから医療職給料表、これが1から3までございまして、医療職給料表の1でございますが、こちらが適用されますのが医者や歯医者、それから医療職給料表の2が適用されますのは薬剤師や診療放射線技師、臨床検査技師などでございます。それから、医療職給料表の3が適用されますのは看護師等でございます。それから、特定任期付職員給料表がございまして、こちらが適用されますのは、例えば、高度な、専門的な知識、経験、または優れた識見が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めた上で採用する職員となります。それぞれの給料表が適用される令和7年4月1日の職員数でございますが、教育職給料表につきましては4,105人、それから医療職給料表の1につきましては5名、医療職給料表の2につきましては100名、医療職給料表の3は、今、適用がございませんでゼロ人になっておりまして、特定任期付職員給料表は2名となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。今、詳細に御説明いただいたことによって、教育委員会で上程されている教育職についての給料表の方々も対象になっていることが分かりました。医療職の中には、薬剤師等の医療専門職も含まれることが確認できましたが、このような人材確保も難しい中で、同様の引上げがされることによって、人材確保につながることを期待するものです。

最後の質問になるのですけれども、人材の確保は今回、給与引上げの対象になりました保育

士や技術職なども含まれていると認識しております。この確保が全国的にも困難な状況になつておりますが、本市の採用状況と人材確保のための確保方策についてどのように考えているか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 総務部長。

○総務部長 まず、保育士と技術職の採用状況についてですが、令和4年度から6年度に実施しました試験の合計で申し上げますと、保育士は81人採用いたしまして、募集人数を確保しておりますが、技術職は103人の採用で、募集人数を満たしていない状況でございます。

それから、人材確保の方策ですが、受験者の負担軽減を図る観点から、上級の技術職、資格免許職試験で教養試験を廃止してございます。そのほか、今年度からは上級の技術職において、いわゆる先行実施枠を設けるなどの取組を行っているところです。

それから、保育士ですけれども、本市主催で夜間に就職説明会を開催しているほか、大学や短大等に直接出向いて説明会を開催するなど、就職を考える学生等に公立保育所の特徴や魅力を伝えて、受験につなげていく取組を行っております。

そのほかにも、保育士、技術職も含めた全職種で、合格発表後、業務内容の説明や、直接質問に先輩職員が答える座談会などを開催しまして、入庁前の不安の解消、職員として働くイメージを具体的に持ってもらう取組を進めているところでございます。

引き続き人材確保のために様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございました。直接議案に関係ないようで、やはり給与とやりがいは両立していかなければならぬので、確認させていただいたところです。保育士は、こども未来局などが千葉市手当なども増額されている効果が出ているのかと認識しましたが、技術職については募集人数に満たないということで、近隣を見ますと、東京都などでは大学3年生で採用を始める、民間企業と同種の筆記試験を導入、千葉県におきましても先月、奨学金150万の返済支援を始めるなど、自治体独自の取組が進むことによって、人材の奪い合いがさらに加熱することも懸念されます。所管外になりますが、東京都においても、教職員に対して都独自に手当をつけるなどの報道もあったので、そちらも同様に加熱していくことが懸念されます。総務局としましては、技術職や保育、あるいは教職員などの部署と連携して、どのような人材確保策が有効か、しっかりと連携して取組を強化していただきたいと思います。

私からは、以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いいたします。

千葉市職員の給与に関する一部改正ですけれども、今回、改定された場合に、千葉市の職員の給与水準は、政令市や県内主要自治体と比べてどの辺りの水準になるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 納入課長。

○納入課長 納入課でございます。

他団体におきましても、本市と同様に、ちょうど今のこの時期に給与改定を進めているところかと思いますので、恐縮なのですけれども、令和6年度の数字、総務省が行っております最新の地方公務員給与実態調査の結果を使ってお答えさせていただきますと、令和6年度の平均

給与額でお答えいたしますと、政令市では高いほうから4番目、それから県内では最も高い水準となっております。各団体の人事委員会の給与勧告の状況が、おおむね同じような方向性、同じ傾向となっておりますので、給与改定後の水準に、いわゆる順位には大きな変動はないものと考えております。なお、各団体の人員構成や、職員手当の支給状況、また業務の内容などに違いがございますので、一概には言えませんけれども、適切な水準は確保できているのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 近年、働く人の実質賃金が低下している状況が続いています。

その中で、昨年度を上回る職員の給与の引上げとのことであります。今回の引上げ幅は、物価の上昇に追いついているのか、追いついていないのか、お尋ねします。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

給与改定ですけれども、本年4月の時点で民間給与と比べてどうだったかの比較に基づくものでございますので、厚生労働省が発表いたします本年4月の毎月勤労統計調査の結果を見ますと、現金給与総額、こちらは事業所の規模が30人以上の数字になりますが、前年度比、同月比でいきますと2.4%増加をしていますが、一方で、消費者物価指数の総合指数ですけれども、前年同月でいきますと、3.6%上昇してございまして、これらを加味いたしまして、実質賃金指数につきましては1.5%減少してございます。その上で、今回の給与改定によりまして、本市職員の年間の平均給与、こちらは人事委員会の試算になりますけれども、3.3%増加すると見込まれております。消費者物価指数の3.6%には届いておりませんので、例えば、人事委員会が行います民間給与実態調査と、それから先ほど申し上げました毎月勤労統計調査の調査手法や調査対象が違うので、一概には言えませんけれども、物価の上昇に十分追いついているとは言えないのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 実質賃金が伸びないということで、日本の働く人はここ30年間実質賃金を下回っています。30年間賃金の上がらない先進国は日本だけです。政府の大好きなアメリカは1.47倍、韓国は1.51倍上がっているわけです。ですから、公務員をはじめ働く人たちの賃金が実質賃金を上回るようにしていくことは、非常に暮らしを安定させる上でも、物価高騰の中できちんと働く人たちが生活できるようにしていくために大事なことだと思うのです。ただ、役所の場合は、人事院が勧告して決めるわけですから、千葉市的人事委員会は国的人事委員会に沿ってやっていることになるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

人事院と人事委員会がそれぞれ協働して、分担して、民間企業の調査を行っていると聞いております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） ということは、実質賃金を下回っているのは、国の人事委員会の責任になると思います。でも、やはり地方から職員の給与を引き上げて、安定した暮らしができるように意見もどんどん上げていくべきだと思います。

次に、特別職の給与引上げは、毎回同じように議案ができてくるのです。先ほどの答弁を聞いていると、毎回職員を上げるときは特別職も上げることになっているとのことで、市長から今回値上げするように議案をつくってくれとの指示は全くなくて、慣例でずっと来ているのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 納得です。

○給与課長 納得です。

繰り返しになってしまって大変恐縮でございますが、やはりこれまで特別職の期末手当につきましては、引き上げるときも、また引き下げるときにつきましても、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数に合わせて改定を行ってきておりまして、そのような経緯の中で、今回も同様の対応とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今、神谷さんが市長ですけれども、期末手当は、先ほどもお話があつたように、734万8,860円で、市民には想像がつかない高額なボーナスをもらっているわけです。

この千葉市の市長の期末手当は、県内自治体で何番目になるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 納得です。

○給与課長 納得です。

県内の全団体の情報が収集できていないのですけれども、人口規模の多い、例えば、船橋市、松戸市、市川市、柏市、それから市原市などと比較いたしまして、最も高い水準となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 734万円も期末手当を受け取っている人が、慣例でいつも上がるようになっていますけれども、今回はやはり私は遠慮するから、そのような議案にしてくれと、そのような財政措置にしてくれとの言葉は、市長になってから一度もないのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 納得です。

○給与課長 大変申し訳ありません。繰り返しになってしまいますが、これまでの経緯を踏まえながら、今回我々ともで議案を策定したのですけれども、それは市長におきましても、こういった状況を踏まえた中で、期末手当の引上げにつきまして御判断を行って、本議案を提出することに至ったものと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 特別職は、まさに特別職なので、歳費も高いですし、一時金も高いわけです。だけれども、市民生活が今、本当に国民年金などで必死に頑張って、米もなかなか買えない人がたくさんいる中で、給与改定、職員はこれは私はいいと思います、もっと上げてもいいと思いますが、ところが特別職は遠慮してもいいではないですか。遠慮すべきだと思います

す。慣例だからと何も言わないでぬくぬくと頂くのは、私は納得できませんが、それを総務局長に聞いて、私には答えられませんと言うかもしれません。でも、この市民のことを思う気持ちで考えた場合に、特別職は慣例に従っていつも引き上げるのは、これがいいことかどうか、少しは改善したほうがいいのではないかと思うかどうか、総務局長、いかがですか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長 繰り返しになってしまいますが、特別職の期末手当につきましては、これまで一般職の期末・勤勉手当の改定状況を踏まえて、増額の場合も減額の場合も改定を行ってきている状況がございますので、今回もそういった経緯を踏まえた中で判断が行われたものと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 最後になりますけれども、私ども議員も慣例に従って、このような事態になるとまた値上げするといったことも今までありました。でも、そのたびに共産党市議団は値上げはやめて、市民の暮らしのために役立てようと提案して、反対してきました。今回もやはり特別職の値上げは、このような状態の中では理解できません。皆さんは慣例に従ってこのような議案を出さないと、逆に市長から怒られるのかもしれません。本当にこれは矛盾していると思います。特別職の引上げはやめるべきだという意見を申し上げて、終わりります。

○委員長（岩井雅夫君） 今のは意見になってますので、今後は控えていただければと思います。

三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

いろいろな考え方があって、それぞれの発言は尊重されるべきだと思いますが、市長の今回の改定率について、これまでを踏襲して引き上げていることと、過去において、例えば、引き下げなければならないときに引き下げてきた実績があるのか、そしてもう一つは、財政危機宣言のときなどは、今の市長とは違いますけれども、やはりそれなりの対策をしてきたと思います。この2つをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 納入課長。

○納入課長 納入課でございます。

市長の期末手当につきましては、基本的にいわゆる条例等で規定する月数につきましては、上げるときも引き下げるときも同じ対応をしてまいりました。ただ、今、御指摘にありました、例えば、納入カット等があったときには、また別途、議会の皆様に議論をしていただきながら、納入カットは行なっている実績がございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そのときは給料が何%ぐらい納入カットになったのか、関連ですでお伺いしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 納入課長。

○納入課長 申し訳ございません。カット率などの情報が手元にありません。恐らく20%ぐらいのカットをしていたと思うのですけれども、正確なことは言えませんので、今、持ち合わせがございませんと御回答させていただきます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。やはり下げなければならないと判断したときには、市長も、別の市長ですけれども、そのような判断をしてきた実績があると分かりました。また、悪いことといいますか、今回、前橋市長は半額にすると言っていましたけれども、それなりの市民に背を向けるような、また議会からも辞めろと言われるようなときに、自ら前橋市長が50%削減したので、その意味で言うと、何かしらのことがあったときに、自らそのようなものは判断して、ごめんなさい、これは期末手当のことではないですけれども、そういう判断もされると分かりました。

次にお伺いしたいのが、今回、給料月額の改定で、一般行政の改定率は説明書きに中堅層までに重点を置きとありました。先ほどパーセンテージも言っていただいたと思うのですが、改めて中堅層の引上げの改定率のパーセンテージと、金額はどのくらい上がるのか、お伺いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○給与課長 中堅層を示す幅が広くて、モデルとしてお伝えさせていただきますと、3級の改定率でいきますと2.99%です。ただ、これは全部平均しますと2.99%でございまして、人ごとに見ていきますともう少しそれを上回ります。年齢でいきますと、30代中後半までを想定してございまして、そういうところではもう少し厚めに引き上がると思っております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） これまでこういった中堅層、今の御答弁で2.99%とお伺いしたのですけれども、これまでどのくらい変化してきているのかをお伺いできればと思います。中堅層の30代です。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○給与課長 紙与課でございます。

昨年の細かい級ごとの改定率は今、手元に持っていないのですけれども、少なくともこれほど上がっていなかつたはずだと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 了解しました。

あともう一つは、通勤手当なのですけれども、先ほどの7,000人中5,400人、その5,400の方は車で通っているのですか。それとも別のことなのか、よく分からないので、その辺りの御説明をお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○給与課長 紙与課でございます。

今回の通勤手当の給与改定の対象にならない職員の数が約5,000人を超えていりますけれども、ここはいわゆる10キロまでの改定区分になりますので、恐らく自転車を使っている職員が多い距離帯と考えております。国の人事院などを見ていくと、自転車を使っている職員はどうも均衡している、妥当であるとのコメントも聞いておりますので、いわゆる今回改定がな

かったことについては、人事委員会の勧告の中では妥当な判断と考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） その中には、例えば、電車やバス、モノレール等を使っている方が含まれているのか、その辺りもお伺いします。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

例えば、自転車を使う例でいきますと、直接御自宅から市役所、区役所まで行かれる方もいれば、電車の近くの駅まで自転車で行って、そこから公共交通機関を使う例もあると思います。その場合には、自転車部分についての手当と、それから公共交通機関の部分についての手当、両方とも支給されます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 了解いたしました。その辺りが分かっていなかったので、すみません。

それと、宿直手当です。先ほど質問もあり、答弁もいただいているのですが、宿直の中で、改正前が5,000円の方と7,500円で、改正後は5,300円と7,950円になるとのことで、この説明書き、下のほうが午前8時半から午後0時30分までと書いてありますけれども、上のほうはどのようにになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

こちらの表は、上の日直、宿直のところが、いわゆるそれほど長くない時間を想定しているもので、一番下の宿直の括弧書きのところなのですけれども、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までの範囲内で割り振られている日及びこれに相当する日に限ると書かれているのですけれども、例えば、割増しになっておりますので、お休みの日などに来ていただいたら、特殊な環境で勤務をしていただいているときに割増しが発生すると御理解いただけたとありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 今、御説明いただいたのですが、それほど長くない人という説明がありましたが、この辺りをもう少し具体的に、例えば、こうだとあればお伺いしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 勤務時間が朝の8時30分から午後0時30分までの範囲内で、例えば、半日勤務をしてくださいと言われている中で、それを超えて宿日直勤務をプラスする場合です。そうすると、時間が長くなりますので、勤務の強度が高まっていることを評価して、割増しになっていると考えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 上の日直と宿直は何となくイメージが湧いてきたのですが、一番下の午前8時30分から午後0時30分までの範囲での宿直もあります。この場合に、私が考えるのは、

例えば、夜中の仕事だと、25%増しの給与を支払わなければいけないのですが、それとの対比や、または考え方についてお伺いできればと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 紙と課長。

○給与課長 紙と課でございます。

この宿直もしくは日直勤務が、いわゆる本来の仕事から離れて、例えば、待機してくださいという勤務になります。例えばの話でいきますと、待機しているだけなので、仮眠を取ったり、休憩していても構いません。ただ、特定の事象が起きたとき、ここでいきますと、例えば、災害対応などと書かれておりますけれども、電話がかかってきてその電話応対をしたり、施設を見回ったり、そういう特定の作業を行なうものです。そういうものに関しては、通常の仕事は行っていませんので、金額としては少ない金額を支給しています。ただ、例えば、この宿直勤務、日直勤務中に自分の本来の業務が発生したときには、委員御指摘のとおり、時間外勤務に切り替わりますので、そこからはいわゆる残業代、時間外勤務手当が支給されることになります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。その切替えの時間や働き時間は、個人の申請などでなされるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 紙と課長。

○給与課長 いわゆる本来業務、時間外勤務に替わるときには、時間外勤務は事前命令が原則となっておりますので、基本的には上司等に伺った上で勤務を行うものであると認識しております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 了解しました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括でお願いします。

今まで聞いてきたことについては当然聞かないので、一括でまとめてお伺いいたします。

まず、一般行政職の初任給の引上げの話が、金額の話などいろいろ出ていました。そもそも、近年これはもう既に行われてきていて、それでもさらに今回引き上げる背景、理由についても説明していただきたいと思いますし、今回、資料にも中堅層のものが出てきます。これが一つの大きな特徴かと思いますので、中堅層の引上げも行なう背景がどのようなところにあるのかを示していただきたいと思います。これが1つ目です。

2つ目は、今回の議案は人事委員会の勧告が基になっておりますけれども、先ほども給与制度のアップデートの話がほかの委員から出ました。そこでは、来年の第1回定例会でその議案が出てくるというお話は聞いたのですけれども、アップデートの中身はどのようなことが議論されてきているのか、それについても概略で結構ですのでお示しいただきたいと思います。

そして、通勤手当については民間の距離段階も含めて加味してやっていると分かりましたので、これについては聞きません。

あと、会計年度任用職員の話が出ました。どちらかというと、近年ずっと勤勉手当の話が議会でも話題になってきました。もともと出なかったものが出てきたようになった経緯もございます。議案質疑のときにも、遡及の話も出ていましたが、今回も出ていましたけれども、それ以前に、この会計年度任用職員の近年の増額がどの程度あったのか、それを示していただきたいと思います。

最後に、これは今までの質疑を含めて確認なのですけれども、市長の期末手当の話が若干出していましたが、給与の話は出ていましたか。給与ではなくて、あくまでも今回は期末手当のみであるか、確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 紙与課でございます。

まず、初任給についての御質問から順にお答えをさせていただきます。初任給につきましては、国の人事院勧告におきまして、国家公務員の初任給について、大卒程度で1万2,000円、それから高卒程度で1万2,300円引き上げるとしておりまして、また本市の人事委員会の勧告におきましても、例えば、民間における初任給の動向であったり、また公務における人材確保が喫緊の課題であることを踏まえまして、引き続き若年層の採用時における、より競争力のある給与水準を設定する必要があるといわれておりますので、国と同額引き上げるとしたものでございます。

また、中堅層についてなのですけれども、本市の人事委員会勧告におきまして、先ほども少し御答弁させていただきましたが、30代後半までの職員が在籍する号級に重点を置いた改定を行うよう言及されております。これは、特に若年層を業務面でフォローする、いわゆる先輩社員、こういったフォローをする機会が多い職員が30代後半までおりますので、こういった職員のモチベーションを意識しまして、国の改定方法を踏まえたものであると考えております。

続きまして、給与制度のアップデートにつきましては、昨年の国の人事院勧告において言及がございまして、これを受けた昨年の千葉市的人事委員会の勧告におきましては、国と課題状況が同じではない中で、引き続き検討していくとされておりました。

それで検討をしてきた結果を踏まえて、今年度千葉市においては勧告がなされたところでございます。具体的にいきますと、例えば、職務や職責を重視した給与体系への見直し、地域手当の支給割合の引下げ、扶養手当の見直しなどが言及されております。基本的には、地方公務員法に規定されております、いわゆる国家公務員に準拠しましょうとの考え方なのですけれども、この考え方沿って、国家公務員に合わせた対応であると受け止めておりまして、令和8年第1回の定例会、次の定例会において、関係議案を提出させていただくよう、今、準備を進めているところでございます。

それから、会計年度任用職員の近年の年収につきまして、例えば、最も一般的な職種であります事務補助の職で、週30時間勤務していただくことを踏まえた試算をいたしますと、令和5年度でいきますと約186万円、令和6年度でいきますと約229万円、令和7年度でいきますと約262万円となっておりまして、令和5年度から令和6年度にかけては約43万円の引上げでございました。それから、令和6年から令和7年にかけては約33万円の引上げとなっておりました。今お話をありました、勤勉手当につきましては、令和5年から令和6年の43万円の引上げのと

きが大きく影響していると思っております。

それから、最後の御質問で、特別職の今回の給与改定でございますけれども、給料ではなく期末手当のみでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 少し確認していいですか。先ほど、野本委員の発言の中で、市長の期末手当が730万円何がしという金額が出たと思うのですけれども、これは実際、市長の給与は131万7,000円で、その掛ける4.6だと、そのような金額になりません。その辺りの正確な御説明をお願いできればと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 特別職の期末手当なのですけれども、給料月額にいわゆる職務加算がかかります。それが約20%ございまして、その加算を加えますと、お伝えしております730万円となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 了解しました。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答です。

その職務加算とは何ですか。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 この職務加算といいますのが、我々一般職にもあるのですけれども、それぞれの職責等に応じまして、基本的な考え方は月額に対して必要な手当を加えた……（米持委員「調整手当でしょう」と呼ぶ）はい。そういうものを加えて、月数を掛けるのですけれども、いわゆる職責に応じた加算になっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 説明のときに、調整手当込みなどと言わないと分かりません。一つその辺りをお願いしたいです。調整手当はなぜついているのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○紙与課長 調整手当が、今は地域手当でございまして、15%分がかかるございます。この地域手当といいますのは、いわゆる国家公務員に準拠しております、それぞれ物価変動等で、地域の物価が高いところなどは多めに配分をされてたり、いわゆる地域の違いを表す手当がありまして、こちらが算定の基礎の中に入っております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 昔は薪炭手当というのがあって、例えば、北海道や寒冷地には寒冷地手当などにつくのが、調整手当がある理由です。だから、非常に環境のいいところで調整手当がつくのは、少し趣旨に反しているのではないかと感じますが、それはどう考えていますか。

○委員長（岩井雅夫君） 紙与課長。

○給与課長 紙と課でございます。

調整手当が平成18年の制度改革で地域手当に変わっておりまして、今おっしゃった趣旨が過去にはあったかと思うのですけれども、現在のところ、この地域手当といいますと、いわゆるその場所の物価等を踏まえた賃金に上乗せするべき手当の形で規定されていると認識しております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） あまりこれ以上言いませんけれども、やはり算定の基礎になる部分については、いわゆる本給と調整手当が入っていると説明しないと、非常におかしな金額になってしまいますから、その点をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 職員の給与改定については、先ほど来から質疑がありましたように、物価高騰の中で引き上げられることについては賛成であります。とりわけ私の質問の中でも明らかにしましたように、千葉市の職員も含めて、日本の働く人の賃金は30年間実質賃金を下回っております。30年前と比べて日本は0.98%です。ですから、やはりこれから公務員も実質賃金を上回るようにしていかなければいけないだろうと思います。

その中で、会計年度任用職員の遡及がされることについては、これはやはりおかしいと思いますので、職員並みに昇給をするように求めておきたいと思います。

それから、特別職については、慣例で上がってくると、中島議員が指摘されましたけれども、加算率もあるとのことで、これはやはり問題です。（中島委員「指摘はしていないです。活字になるとおかしくなってしまうからやめてください」と呼ぶ）ですから、私どもは特別職の引き上げは遠慮すべきだと強く主張します。この議案についての賛否を問われますと、職員の給与引き上げは大賛成ですから手を挙げたいのです。ところが、特別職も一緒にした議案になっています。分離してくれればいいのですが、これは賛成と挙げてしまうと、市長の値上げも賛成ではないかとなってしまいます。非常にこれは職員に対して苦しいところでありますけれども、職員の給与引き上げは賛成です。しかし、市長などの特別職の値上げは反対です。したがって、本議案には賛成できないと申し上げておきます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 先ほど人事院勧告の話も出ました。給与制度は大きな曲がり角に来ている印象もございます。先ほど米持委員からも話がありましたけれども、やはり手当も、手取りの面を考えたら必要経費という側面があったところが、きちんとついていかないと今度は手取りが逆に大丈夫かという心配もありますので、そこはしっかりと今後も注視していきたいと思います。

2つ目に、先ほど来、特別職の期末手当の話が出ています。先ほど報酬月額ではないと確認しました。これはもしも月収など、いわゆる報酬月額の話であれば、それはオートマチックに上げるのではなく、しかるべき第三者的な視点を入れて、手続を踏んでいただきたいですし、そのようなものをきちんと私たちも見させていただきたい気持ちもありますけれども、この期

末手当については、そういう性質のものではないと思っています。その一方で、では恣意的な提案をどうやって排除するか、また言い方は難しいですけれども、政局に利用されないものではなくて、ある程度一定の客観性に基づく恣意性を排除したやり方として、こういった一般職が上がったときに一緒にくっついていく、慣例という表現がいまいちなのだろうと思いますけれども、いずれにせよ、恣意性を排除するやり方についての一つの知恵なのだろうと思っています。

これは百点満点ではなくても、一定の有効なものだとこれまでも確認されておりますので、そういう意味では私たちは妥当ではないかと思っております。いろいろ意見がありましたけれども、以上の観点も含めて、この議案については賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 賛成でございます。それと、やはり手当の部分ですと、やはり給料によって退職金等々に影響が出ますので、できましたら給料を上げられる取組をしていただければと思いつつ、今回もこうした客観的なことから、こうして詳しく御説明いただきましたので、賛成させていただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第155号・千葉市職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成多数、よって、議案第155号は原案のとおり可決されました。

審査の都合により、暫時休憩したいと思います。

再開は13時20分にしますので、よろしくお願ひいたします。

御苦労さまでした。

午後0時17分休憩

午後1時20分再開

○委員長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第166号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第166号・千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 総務部でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

議案第166号について御説明いたします。

恐れ入ります。着座にて説明させていただきます。

総務局議案等説明資料の5ページをお願いいたします。議案書では84ページでございます。

議案第166号・千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてでございます。

まず、1の趣旨ですが、本市も構成団体となっております千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、同組合の共同処理する事務を一部廃止すること及び同組合の規約の一部を改正することにつきまして、関係地方公共団体と協議する必要がございますことから、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

2の主な内容でございますが、1つ目に、千葉県市町村総合事務組合の構成団体であります三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が、令和8年3月31日をもって解散することから、構成団体の数が減少するものでございます。

2つ目に、同組合の共同処理する事務の一つであります、職員採用試験の合同実施に関する事務を令和8年3月31日をもって廃止するものでございます。

3つ目に、今申し上げました(1)、(2)の変更に伴って、同組合規約の規定を一部改正するものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、令和8年4月1日となっております。

なお、下段の囲み部分の一番下に記載がございますが、解散する各水道企業団と本市が共同処理している事務はございません。また、本市は職員採用試験の合同実施を行っておりませんことから、今回の変更に伴う本市への影響はないものと考えております。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(岩井雅夫君) ありがとうございました。

それでは、御質疑がありましたらお願ひいたします。安喰委員。

○委員(安喰初美君) 一括でお願いします。

まず1つ目が、3つの水道事業団が解散して、事務組合に参加している団体の数が減ることで、事務組合の事務に影響があるのかが1つで、もう一つの質問は、千葉市は16の事務があるけれども、そのうち幾つに関わっているのか、この2つについてのお答えをお願いいたします。

○委員長(岩井雅夫君) 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

まず、今回の3つの水道企業団の解散に伴いまして、総合事務組合の事務に影響があるのかのお話ですけれども、今回解散いたします3つの水道企業団が共同処理に参加している事務は2つございまして、1つは常勤職員に対する退職手当の支給、もう一つは議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償等の2つの事務に、この3つの企業団が参加しておりました。それぞれ、例えば、退職手当につきましては、今、83団体共同処理に参加しております、公務災害補償ですと87団体、多くの構成団体が共同処理に参加している状況でございますので、今回団体数が3つ減った増減に伴う事務処理への影響は少ないものと考えております。

なお、共同処理事務ごとに負担金などが定められておりますので、そういった部分では事務ごとに団体数が減ったりしますと、その辺りの収支への影響は一定程度あるのではないかと考えております。

もう一点、千葉市で共同処理に参加している事務の御質問ですけれども、本市が共同処理を行っている事務は4事務ございまして、具体的に申し上げますと、住民の予防接種事故救済措

置と、職員の共同研修機関の設置及び運営、消防救急無線設備の整備及び管理、最後に軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付の4事務が、千葉市の共同処理を行っている事務でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 御説明ありがとうございました。特にこの3事業体の解散で、千葉市には影響がないと確認できましたので、ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（岩井雅夫君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第166号・千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第166号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでございました。

[総務局説明員入替え、財政局入室]

陳情第10号審査

○委員長（岩井雅夫君） それでは、陳情審査に入ります。

陳情第10号・庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情についてを議題といたします。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様は資料3番、陳情第10号の説明資料をお開きください。

それでは説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 総務部でございます。

恐れ入ります。引き続き着座にて説明させていただきます。

陳情第10号・庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情について、参考説明をさせていただきます。

陳状の内容が、総務局と財政局の両局に關係いたしますけれども、こちらで併せて説明させていただきます。

初めに、1の陳情の趣旨でございます。

まず（1）ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底すること。

(2) 心理的な圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討すること。

(3) 職員が自発的に購読することは自由だが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達、集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めることの3点でございます。

次に、2の現状でございますが、(1)につきましては、勧誘行為は、千葉市庁舎管理規則におきまして、あらかじめ許可を受けなければならない行為とされており、許可がない限り勧誘行為を行うことはできないことになっております。

また、令和7年7月17日付で、資産経営部より区役所等の各庁舎管理者に対し、勧誘行為に対する許可について、適切な運用を図るよう依頼したところでございます。

そして(2)、(3)についてですが、令和7年3月に、課長、補佐級以上の管理職を対象に、政党機関紙の購読勧誘に関する2回目のアンケート調査を実施したところであります、その結果を受け、同年5月27日付で、市長から議長に対し、アンケート調査の結果を伝えるとともに、政党機関紙の購読勧誘等に関する配慮を求めたところでございます。

また、同年6月25日付で、議長から市長宛てに、今後、購読勧誘が適切になされるよう努めていく旨の回答をいただいております。

さらには、アンケート調査結果及び議長からの回答内容等を踏まえまして、同年7月9日付で、職員に対し、政党機関紙の購読勧誘等に対しては、それぞれの職員が、自らの意思で職読を判断するものであることを周知したところでございます。

引き続き職員の声なども踏まえながら適切な対応を図ってまいります。

参考説明は、以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑等がありましたらお願ひいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願ひいたします。

まず、この陳情書を見まして、私どもはほかの自治体にも同じような議会への陳情が出ていることが分かりましたので、少し調べてみました。そうしましたら、千葉市に出されているこのパワハラから職員を守る千葉県民の会の住所が、千葉市中央区新町で、代表が竹村氏となっておりますが、他の自治体の議会に出ていた陳情書を見ますと、文書の内容も、それから団体名も同じで、代表も同じなのですが、住所が違うのです。だから、これは少し慎重に扱わなければいけないのではないかと思って調査をいたしました。

なぜそのようなことを考えたのかといいますと、陳情や請願の審査に当たり、千葉市議会では、重大な問題となった事例に基づき、確認しておかなければいけないと思ったのです。それは、令和6年第3回定例会の請願審査で、紹介議員が請願代表者の名前を断りなしに記載したことが発覚して、議員辞職勧告決議が採択された事件に鑑み、同様な事態が起こってはならないので、確認したいわけであります。このたび陳情代表者について、不明な点があるので、パワハラから職員を守る千葉県民の会、千葉市中央区新町を訪問したところ、パワハラから職員を守る千葉県民の会の表示が全くなかったのであります。

質問しますが、パワハラから職員を守る千葉県民の会の住所は正確なものであるのかどうか、当局はつかんでいますか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

陳情書の受理につきましては、議会事務局で手続を行っておりまして、私どもといたしましては、特に住所の確認であったり、本人の確認等はいたしておりません。内容で対応してございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 千葉県白井市議会やほかの議会に出た、パワハラから職員を守る千葉県民の会代表の竹村氏から、千葉市議会宛てとほぼ同じ内容の陳情書が提出されています。この陳情書の竹村氏の住所は、千葉市若葉区貝塚町になっていたのであります。したがって、千葉市に出している陳情と住所が違うと思ったので、これは私の地元でもありますから、訪問してみました。そうしたら、アパートは空き家で、雨戸が閉まって、誰もいませんでした。このような事実に鑑み、この団体の陳情を市議会の審議に提出することは妥当なのかと思いましたが、当局の見解はいかがですか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

そちらに關しまして、見解を申し上げるのはなかなか難しいのですけれども、提出されました陳状に対しまして、私どもは状況参考説明の形で資料の御用意をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 陳情代表者がなぜ自分の住所を若葉区にしたり中央区にしたりするのか、非常に不明であり、そして陳情自体が不明瞭だと私は感じました。このような団体や代表者からの陳情は、議会で審議する資格があるのか、受け取って議会審議に付した責任は重いと思います。そこで、委員長にお伺いしますが、本陳情は取下げを求めるべきではないですか。あるいはこのまま審議しますか。お答えいただきたいです。

○委員長（岩井雅夫君） 陳情で出てきていますので、審議は行いたいと思います。野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。前提にそのような不明瞭な点がある陳情だとまず確認していただきたいと思います。

では、質問いたしますけれども、まず前提としては、先の事件で議員が辞職勧告決議を受けた点で、不明瞭な陳情を審議することは異議があるわけでありますけれども、質問します。議員が自らの意思で政党機関紙を購読することは、憲法19条思想及び良心の自由で保障されていることを確認していますか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

政党機関紙を購読することに關しましては、私どもも職員の自由であると考えています。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、政党に所属する議員が政党機関紙の購読を勧めることは、政治活動の自由として憲法で保障されていることを承知していますか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 政治活動の自由も了解はしております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 陳情書は、千葉市が行ったアンケートで70%の職員が心理的圧力を感じたと書いてあるが、アンケートは市長の名前で行ったのか、アンケートの内容は心理的圧力があったかどうか尋ねているのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

特に市長名でアンケートを実施したのではないですけれども、当然、議会の採択を受けての今回のアンケートですので、市長に内容を御説明した上で実施しているものでございます。あと、心理的圧力に関しましては、勧誘を受けた方に対して、心理的圧を感じましたかとの設問は入れて調査しております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 任命権者の市長は人事権を持っています。この市長が一般に人事の関心の強い幹部職員に政党機関紙購読と勧誘の際、心理的圧力があったことを聞くことは、結論を誘導する恣意的アンケートであると思わないですか。職員に対して心理的圧力がかかる可能性が高い行為ではないですか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

今回アンケートを実施するに当たりまして、他市の状況や内容も慎重に検討させていただいたものでございまして、政党機関紙の名称等は明示せず、職員に対しましても任意回答、匿名でアンケートを行っております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 政党機関紙購読の際の心理的状況まで回答させるのは、職員の内心の自由への侵害であり、憲法違反の自治体調査と言えるが、どうか。市長が憲法に反する調査を行ったことは許されないと思うが、それを認めるかどうか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 繰り返しにはなってしまうのですけれども、政党機関紙名などは明示せずに、職員の任意回答、無記名でアンケートを実施しているもので、それには当たらない判断を行ったものでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 陳情は、パワハラから職員を守る千葉県民の会と称しているが、市長が行ったアンケート、実態調査は、職員に対するパワハラ行為ではないですか。人事権を持っている市長が幹部職員にそのようなアンケートを行えば、これでは職員は保身が働きます。ですから、市長からアンケートされたときに、もう既にこれはうかつに答えられない、このようなことを答えたままで、自分の今後の人事に対しても影響があると思うのは当たり前だと思います。そのようなことを承知の上で、このようなアンケートをすることは、まさに市長が職員に対する圧力をかけるパワハラ行為に当たると思います。それについてどう思いますか。反省すべきではないですか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

今回、任意回答、無記名でアンケートを実施しております。また、回答を強要するものでは当然ございませんで、本人の特定もできない状態でアンケート調査をしておりますので、このアンケートを実施することそのものが直ちにハラスメントに当たるとは考えてございません。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 答えになっていません。パワーハラ行行為ではないかと聞いているのです。市長が幹部職員に政党機関紙を読んでいるのかどうか、心理的圧力があったのかどうか、このようなことを聞かれて職員が素直には答えられません。人事権を持っている任命権者ですから、そのような人がこのような職員に心理的圧力をかけるような調査をしてはいけないでしょう。職員の内心の自由への侵害です。千葉の市長が憲法違反の行為をしていいのかどうか、これが一つです。あと、これは市長の職員に対するパワーハラではないのか、正確に答えてください。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

繰り返しになってしまふのですけれども、任意回答、無記名のアンケートで実施しております。職員に対するアンケートを行うこと自体はよく行われているものでございまして、特に政党機関紙のみ聞くこと自体が特別な形ではないと思っております。パワーハラスメントに当たるかの点につきましては、回答を強要しているものではございませんので、このアンケートを実施すること自体がパワーハラスメントに当たるとは考えておりません。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 総務局長、総務課長はパワーハラではないと言っていますけれども、世間一般から見れば、会社の社長から幹部職員がこのようなことをかけられればパワーハラです。公務員、そして千葉市だったらそれはパワーハラにならないのですか。おかしいでしょう。市長という人事権を持った任命権者が政党機関紙の購読をしているのかどうかや、取る際に心理的圧力を感じなかつたか、そのようなことを問われたら、感じませんでしたと答えるのは非常に勇気が要ることです。そのような心理的圧力を市長が職員にかけたアンケートはパワーハラであり、やるべきではなかつた、職員の内心の自由を侵害するものであったと、総務局長、そのように思ひませんか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務局長。

○総務局長 政党機関紙名などは明示せずに、任意回答、無記名とするなどの対応をしております。

回答を強要しているものではございませんので、このアンケートがパワーハラスメントに該当するとは考えておりません。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） そのような程度の考え方の方々がアンケートを行つて、心理的圧力があつたことを公表することは、本当に私は残念です。もっと職員を大事にしてもらいたいと思います。陳情の趣旨は3項目、先ほど説明がありましたが、いずれも職員の思想及び良心の自由への不当な侵害、このようなことを住所も定かでない団体から出されて、議会がこれを議決することを期待することは、全く私は納得できないのであります。ですから、職員の思想及び良

心の自由への不当な侵害であり、また政党に所属する議員の政治活動の自由への不当な侵害であり、到底認められません。

市は先ほど読み上げた参考資料の中でこう書いております。政党機関紙の購読勧誘等に対しては、それぞれの職員が、自らの意思で購読を判断するものであることを周知したところである。当たり前のことあります。このとおりで間違いないですか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 ここに記載しておりますとおり、それぞれの職員が自らの意思で購読を判断することが一番大事であると考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） どうも答弁があまりかみ合いません。この陳情自体が本当になじまないのです。陳情は、我々市議会がもしこれを採択すれば、市が陳情趣旨を尊重して動くことを狙いとしているわけだと思います。代表者の住所も曖昧、不明瞭な団体に千葉市議会が左右されではならないと思います。

また、これは全国的に同様な陳情が各自治体の議会に提出されていることが我々も調査で分かりました。調査の中で分かったことによると、政党機関紙の庁舎内の勧誘禁止を求める動きは、あの反社会的団体といわれる統一教会、国際勝共連合系の団体の人物が全国的に進めているものであることも明らかになりました。陳情や請願は、市民の切実な要望などが市議会で審議されて実現を望むものがほとんどありますが、それとは異質の陳情第10号は、陳情として出されたこと自体問題があるし、これはとても認めることができない内容だと私は思います。

もう一度お尋ねしますが、千葉市当局は憲法で保障された職員の思想、心情、内心の自由を本当にしっかりと守って保障する立場にあるのかどうか、もう一度伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

もちろん、そのような立場であると考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、政党に所属する議員が政党機関紙の購読を勧誘することなどは、政治活動の自由であると認めますか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 もちろん、政党が機関紙の購読を勧誘すること自体は政治活動の自由と考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） さらにお尋ねしますが、職員の思想、心情、内心の自由は認める、そして政党に所属する議員の政治活動の自由も認めると言うのであるならば、今回出されたこの陳情はその両方の憲法で定められた規則を不当に認めないものである、憲法に違反する陳情であるという認識に立てますか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

陳状の内容に関しまして、そのような回答はしかねます。やはり政党機関紙を購読するに当たっては、職員個人の自由でありますので、そういった自分の意思できちっと購読できるようにサポートしていくのが私どもの役割と思っております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 我々が政治活動の自由として購読を勧めることについては、非常に職員の立場も尊重し、また市役所という公的な場所であることも承知した上で、丁寧に、親切に、そして勇むことがないように、慎重にやっているわけであります。それが心理的圧を感じたとのアンケート調査を市当局が発表するに至ることについては、非常に遺憾であります。今後このような調査はやるべきではないと思いますが、いかがですか。（「陳情の趣旨からずれていってないか。このようなものはおかしいです」と呼ぶ者あり）ほら、人の声に左右されないで、答えなさい。聞いているんだから。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

今回、令和元年3月に行ったアンケートは、陳情の採択を受けて実施を検討した上で、いろいろ他市の状況なども踏まえながら、できるだけ内容を慎重に行ったものです。現在のところ、また次回さらに行うのかどうかの検討はしておりません。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） なぜ私がそのようなことを聞いたのか、陳情を出した団体が心理的圧力を感じたとのアンケート調査の結果に基づいて、陳情を出しているわけです。ですから、陳状を出す発端は、当局が出した心理的圧力を感じた人が何十パーセントもあるところに、陳情を出すきっかけがあるわけです。だから、先ほど関係ある、ないなどと雑音がありましたけれども、ないどころか、あなた方が心理的圧力を職員が感じたと発表したから、この陳情が提出される元をつくったわけです。ですから、そのような職員の自由を守らない不当な調査は今後やるべきではないでしょう。そのような調査をやらなければこのような陳情も出てこないのだと思います。どうですか。（「そもそもおかしいですよ。売らなければどのようなものは出てきません。もとはあなたたちが売り歩いているからでしょう」と呼ぶ者あり）きちんと答弁しなさい。（「はっきり言ってしまえ」と呼ぶ者あり）課長が答えられないなら、部長でも局長でも答えなさい。

○委員長（岩井雅夫君） 総務部長。

○総務部長 繰り返しになりますけれども、直近のアンケートは、議会で再調査を求める趣旨の陳情が採択されたことを受けまして、慎重な検討の上実施したものでございます。先ほどからも重ねてありますように、任意回答であったり、無記名であったりといったことに配慮した上で実施したものでございますので、問題はなかったと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） それでは最後に申し上げますけれども、職員のアンケート調査の中で、

心理的圧を感じたかどうかを調べること自体が、職員の内心の自由に反することです。千葉市は憲法をしっかりと守らなければ駄目です。だからこのような問題が起こるのです。我々も憲法をしっかりと守って、職員の自由をしっかりと保障し、そして政治活動の自由も秩序をきちんと保ちながら真摯に行う立場でありますから、このようなことについてしっかりと我々は今後も保ちながらやっていきたいと思います。

取りあえず私の質疑は終わります。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畠委員。

○委員（田畠直子君） 一問一答で、幾つかお願ひいたします。

まずは前年度の総務委員会の陳情の採択を受けてアンケート調査をしたことにつきましては、御負担ある中、御努力したことを評価させていただきたいと思います。私だけではなく、総務委員会の委員としては、職員の職場環境がどうであるかを前提に、この陳情を扱わせていただきたいと思います。説明資料にも少しあるのですが、改めてお聞きしたいのですが、前回アンケート調査を実施されて、市長から通知が議会に来まして、議会から回答がなされました。その後、再度アンケートなどは取られていないので、肌感覚にはなろうかと思いますが、効果など、現状をどのように捉えていらっしゃるか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

こちらの説明資料にも記載させていただいておりますとおり、調査結果に基づいて、市長から議長に配慮の依頼をお願いいたしますと、議会でも御議論いただいた上で、勧誘に関しては適切な対応を図ると御回答を頂いています。それを受け、職員に対して、購読に関してはそれぞれ本人の意思で購入してくださいとお願いしておりますので、そういった取組を通じて、より職員本人が自分の意思で購読を判断できる環境が少しずつ進んでいるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございました。徐々にそのような職場風土が出てきていればと思います。

もう一つ、御説明の中にありました、庁内の管理規定について少しお聞かせいただきたいと思います。管理規定では、勧誘などの行動をされることは制限されていると御説明がありましたけれども、この管理規定を行って、許可申請をする場合、必要な条件はどのようなものがあるか、また今回陳情の目的となっている購読勧誘について、許可申請が行われた実績はあったのか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

勧誘行為については、原則許可をしないものとしていますが、その行為が市の業務に関連し、必要性について所管から復申がある場合は許可をすることができるとしております。また、許可申請の話ですが、許可申請自体が出てきたことがございませんので、許可した事実はございません。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 田畠委員。

○委員（田畠直子君） ありがとうございます。前提として職場では購読勧誘行為については禁止されているのと、申請の実績がないことが確認できました。

では、質問は以上にしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いします。

先ほど野本委員から、この陳情が提出されたときに住所や氏名が合っているのかのお話がございましたけれども、実は今、課長に答えていただいたように、その辺りは千葉市の場合は確認しなくともいいとなっているのか、そのようになっているかどうか分からぬのですが、議会事務局の方がいらっしゃるので、その辺りをお伺いしてよろしいですか。

○委員長（岩井雅夫君） 総務局に質問してください。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ごめんなさい。

そうしたら、今、この陳情について審査をしている中なのですが、関係しているので、他市がどうなっているかを調べてみました。

ざっと見たら、横浜市も実は名前や住所に誤りがあったとしても、議会局において確認することができません。そのような中で、令和7年1月28日に議会運営委員会によって、今後、陳情の提出者に対して、陳情書に記載した住所及び氏名が確認できる公的機関が発行する書類の写し等の提出または提示を求める事とし、横浜市会の請願及び陳情取扱い要綱を改正する旨書いてあります。今、野本議員からお話があったので、至急私も調べてみたら、やはり先ほど課長がおっしゃったように、住所氏名が誤っていたとしても確認することが今までにはなかったと、私も感じております。これらはここで決められる話ではございませんので、これを今後どうしていくかについてはまた別の議会の中で求めていただければと、希望的観測を言ってしまっては本当はいけないですけれども、言ってしまいまして、よろしくお願ひします。

それと、これまで購読していた人が明らかに……。

○委員長（岩井雅夫君） 質問に移ってください。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 入ります。これからです。

明らかに配達や集金も行っていただく中で、売りつけるとまでは言いませんけれども、買ってと議員から言われば、やはり心理的圧力があったのではないかとも思うわけでございます。先ほど田畠議員からも聞いていただきましたが、どうでしょうか。こういったアンケート調査をこれまでする中で、感覚としてどのような、例えば、購読している人たちがどの程度になってきている、あるいはまだ続いているなど、その辺りはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

購読の個々の状況はヒアリングしているわけではないので、分からぬのですけれども、今回2回目のアンケート調査をいたしまして、勧誘を受けたことがありますかとの設問がございます。その中では、期間が違うので単純比較はできないのですけれども、全体としては勧誘 자체を受けた数は減っている状況が、数字としては見て取れます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。そうすると、このようなことを言っては何ですが、売るほうも職員の皆さん的意思を尊重しだしてきているのかとは思いますけれども、少なくともこうした陳情が出てきて、今回2回目の陳情となり、この陳情が出されたときには確実に職員の皆さんの中に、全員から聞いているわけではないけれども、明らかに人によって圧の感じ方は違うので、同じことを言われても人によってはものすごくパワハラに感じますし、人によってはただ単に購読をお願いしていると思うかもしれません。でも、多くの方が購読していただいている中の少なくとも何人かが、パワハラと感じる、圧を感じることがあれば、これは対策を千葉市としても講じていただくことが必要だと感じました。

その意味で、先ほどから自由意志でと野本委員からも言われておりますが、先ほど答弁がかなり出ているのですけれども、自由意志が進んできていると感じられるかどうか、また別の角度からお伺いしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

今の職員の自由意志ですけれども、やはり周りの人間も自分の意思で、きっと買う方は買うし、買わない方は買わないとできるようになれば、その周りにいる職員もこれでいいのだなと分かるケースもございますし、徐々に、あくまで自分の意思で判断するのだということがどんどん広がっていけばいいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一問一答でお願いします。1個ぐらいなので別に大丈夫だと思いますが、総務局に聞きます。

このハラスメントについての調査ですけれども、例えば、私の記憶だとカスハラ、要は庁舎内の人間関係ではなくて、職員にとっては外からのいろいろな迷惑行為だったり不当な行為、今回は心理的圧迫なのでしょうけれども、そういったことを受けたかどうか、カスハラのようなハラスメント調査は頻繁にやっているかの確認でございます。それを発する人が、例えば、任命権者だろうが、あとこのような感じで任意回答や匿名回答など、いろいろな手続きを経てやっていらっしゃるかと思うのですけれども、どうなのでしょうか。改めて確認です。

○委員長（岩井雅夫君） 総務部長。

○総務部長 いわゆるカスタマーハラスメントに関する調査やアンケートで申し上げますと、令和6年度に職員にアンケートを実施しております。結果を申し上げますと、全体では約4割の職員がハラスメントを受けたことがあります。これは特定の事象ではなくて、一般的にカスタマーハラスメント、著しい迷惑行為に当たることを受けたことがあるかでございましたけれども、そういった実績がございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） それについて、例えば、ハラスメントの調査が市長名なのか局長名なのか、誰名でやっているのかは、別段今まで議論にあまりなかった気がします。なぜならば、

パワハラの相談は、先ほどは任命権者ごとにいろいろやったりすると、第3回定例会で私はまさに質問させていただいて、そういった整理をさせていただいたのですけれども、別に調査で一々誰がそれをやっているか、任命権者は誰かは、特に特記事項、焦点ではないですか。そうであれば、そうだと教えてもらってもいいですが、その確認をさせてください。

○委員長（岩井雅夫君） 総務部長。

○総務部長 先ほどのアンケートで申し上げますと、全職員を対象にしていますので、特に任命権者云々は意識していないと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 結構です。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） そもそもこのような政党機関紙などは勧誘して買うものではないと私は思っています。自らこの政党はどのような政党かどうか、自分でこの政党のことを知りたいという思いの中で、機関紙なりは買うものだと思っております。私は葛飾区の下町で育ちまして、小さい頃を今思い出しました。よく私が小さいながらに家にいると、昔で言う押し売り、私は昨日刑務所から出てきたのです、お金がないのです、このゴムひもを買ってくれ、お札を買ってくれ、お守りを買ってくれ、本当にあったのです。昭和の時代、20世紀の時代です。この21世紀になって、昭和から平成、令和に代が替わって、いまだにこのようなことが行われていると思うと本当に悲しくなってきました。私が聞きたいのは、このアンケートの中で、70%の方が本当に心理的な圧を感じたのかどうかだけ、その1点だけお聞かせください。これが本当かどうかです。

○委員長（岩井雅夫君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

匿名、任意のアンケートの前提でございますが、数字といたしましては、程度はいろいろあるとは思うのですけれども、70%の職員が感じたと回答しております。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） ありがとうございました。このようなものはあってはならないことだと思います。

私の質問は、以上です。意見はこの後です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

これは総務委員会でアンケートは決まったのでしょうか。採択されたのでしょうか。しかし、それに従って、いわゆる総務局はアンケート調査をやっただけでしよう。それを別に委員からなぜそのようなことをやるのかと責められる理由は、私はないと思います。総務委員会で決まったことを総務局が実施しただけの話です。そしてそのようなアンケート結果が出たのなら、これは事実ですから、しようがないではないですか。委員から総務局に問い合わせる理由はないと思います。総務委員会で決まったことを総務局が実施しただけの話ですから、何も委員から文句を言われる筋合いは全然ないと思います。したがって、正確にアンケート結果を言えばいいだけの話だと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 石井委員。

○委員（石井茂隆君） 1点だけ。先ほどパワハラから職員を守る千葉県民の会が千葉市中央区新町22の10コンフォース喜1階、代表は竹村さんで、いないうな話ですが、これは存在するのか、それが一番大事なことになると思います。

○委員長（岩井雅夫君） 分かりません。当局にですよね。石井委員。

○委員（石井茂隆君） 当局ではなくて、委員長です。これが基本的に存在するかどうか、竹村さんは人できちんといいるのですか。このような話をしたから、先ほど野本委員からあったから、いるのですよと。

○委員長（岩井雅夫君） 取りあえず質問ではないので、意見として後ほど何かがあればお願ひしたいと思います。今、私に聞いたのですよね。私は分かりません。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。田畠委員。

○委員（田畠直子君） まず、この陳情には賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。アンケートの実施や市長の通知、議長の回答などに取り組んだことによって、徐々に勧誘行為の抑制につながっていることは、前進しているとして評価します。今回、陳情者の願意の中の（2）については、具体的な行使については組織ではなかなかしづらい面もあると認識しています。（3）についても、このような購読の選択肢があるということは、販売者や購読者双方が共に認識し、職場が購入の場にならない努力をすることについてはしなければならず、またこちらも組織が介入するのは難しいところもありますが、促すことは部分的には可能か認識であります。総括しますと、個人の意思による購読の自由は担保されるべきものの、職場において個人の判断が尊重される必要はあると考えます。職場においての勧誘行為は管理規則にのっとるべきであり、禁止行為である認識は持つべきだと考えております。

引き続き当局にはそのような個人の判断が自由にしやすいように、職場環境の醸成や周知、啓発、徹底に努めていただきたいとお願いしまして、改めて賛成の表明をしたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 市も議会も憲法をしっかりと守っていかなければいけないと思います。この陳情の説明文章を見ますと、政党機関紙勧誘に伴う心理的圧力の調査結果を踏まえとなっているわけです。ですから、市長が行った心理的圧力があったかどうかが70%云々に対して、それをもってして心理的圧力を保護するための陳情だと言っています。ところが、職員の内心の自由という憲法で保障されたものに触れているのだと、侵しているのだと、そのような調査が心理的圧力があったかどうかまで問うことはやり過ぎです。憲法違反です。千葉市長が憲法違反をしていいのですか。そのような立場で考えれば、この陳情自体がまさに千葉市の調査結果によって出されていると、市はそれを反省して改めなければいけません。今後このような調査をしてはならないと私は思います。陳情者が言っている3点の陳情趣旨は、いずれもこれは職員の思想や良心の自由を侵す内容です。このことをほかから言われる筋合いは全くないわけです。そのような陳情を市議会が採択することは、全くおかしいと私は思います。

それと、先ほど委員が押し売りだと言いましたけれども、これも大変な発言です。押し売りなどしているところがあれば、それはやってはいけないことです。

○委員長（岩井雅夫君） 残り30秒です。野本委員。

○委員（野本信正君） 我々は政党人として押し売りなどをしたことは一度もありません。相手の理解と納得を得て行っていますし、我々の新聞も非常にいい新聞だと評価していただいている方もたくさんいます。今後このような勧誘活動などについては、市が決めしたことや、あるいは……。

3分ですか。

○委員長（岩井雅夫君） 時間です。野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。

そのようなことをしっかりと堅持しながら、我々も行っていきたいと思いますし、この陳情は憲法にも触れるところでもない陳情であり、認めるわけにはいきません。このようなことを市議会が認めたらおかしいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 時間がないので速やかに行います。

まず、思想、信条、政治的活動云々ではなくて、この記1については政党機関紙に限らず、そもそも庁舎内における集金配達ではなく、勧誘販売行為は管理規則によって原則禁止なのだと、あらかじめ許可を要する行為であることから、その規則に基づいて政党機関紙を特別扱いしない、忖度しない、同じように扱う趣旨と理解しましたので、記1の内容については全く違和感はありませんでした。

記2についてです。以前、議場や分科会でも確認しましたけれども、議員から職員へのハラスメントについては、法的にパワーハラスメントと云うのは該当するか非常に難しい問題があります。ただ、そのために相談体制がパワーハラスメントのように現在市で確立されていないことから、議場でも求めましたけれども、相談体制の整備など、心理的圧迫を受けた職員への救済措置はぜひとも検討していただきたいと思います。ただし、自発的意思に基づいて、既に契約している職員まで、一旦とはいっても、一律に中止をさせることを課すのは幾つかハードルがあるのではないかと思われますので、そこは市でじっくり検討していただきたいと思いますけれども、いずれにせよ、困っている職員のための救済措置は、繰り返しになりますけれども、相談体制等を引き続き検討していただきたいと思います。

記3についてです。議員や政党関係者と職員が庁舎内で現金の授受を行うことについては、これまで市民から不要な疑惑を持たれないように自粛すべき、慎重であるべきと述べてきましたので、具体的な方法や工夫は、現に勤務している職員の勤務環境を阻害しない、不便にならないように考慮しながら、市で検討していただければと思います。いずれにしましても、市民からハラスメントを疑われ、しかも2度にわたる調査結果で心理的圧迫を受けたと職員が回答していることから、たとえ自分は該当しないと思っていても、だからこそ議会として、市民に対して謙虚に疑惑を晴らす姿勢を示していくべきではないかと思います。したがいまして、採択相当と考える次第でございます。この直接の記については今のお話でございます。

あと幾つか意見をお伝えさせていただきたいと思います。この陳情がおかしいではないか云々の話がありましたけれども、陳情にふさわしいかないかは、議会運営委員会で決めて、委員会に付託していますので、議会運営委員会でしっかりとそれは議論すべきことだろうと思いま

す。これがまさにふさわしくない云々の話は、全くそれ自体がふさわしくないだろうと思いました。

それと、陳情者がどのような個人の属性なのか私は知りませんけれども、特定の団体が全国的に広めているのではないかとの言い方もされましたが、属性に触れるのも逆に問題があるのではないかですか。どのような人種であろうが宗教であろうが性別であろうが、その人の属性ではなくて内容をしっかり審議するのが私たちの立場ではないかと思います。

最後に、住所の話が出ましたが、住所を確かめるために議員が毎回これから行くのですか。それは陳情者からすると恐ろしくないですか。相手の同意なしにそのようなことをもしもしていることがあるのであれば、それこそ課題になるのではと、陳情者にとっても心理的圧迫になるのではないかですか。

○委員長（岩井雅夫君） 時間です。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 私たちは議会の立場で慎重に考えるべきだと思いました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 先ほども申しましたけれども、そもそもやはり政党機関紙を庁舎内で販売したことから始まっている話だと思います。ですので、もう今は令和の時代ですから、政党機関紙を販売するのはやめたほうがいいと思います。これは元をたどっていくと、政党交付金を受け取らないからこのような弊害が出てきているのではないかと、私は個人的には思っています。ですので、自らの活動費をどう確保するかは自由なのですけれども、庁舎内でやり取りをするのは本当に昭和の時代で終わってほしいです。もう令和の時代ですから、仮に販売するとしたら電子版もあるのでしょうか。電子版にするなり、自宅に郵送するなり、私は自由新報を取っていますけれども、全部郵送で自宅に届きます。庁舎内でやり取りしていれば、ほかの人が絶対圧力になっていってしまうのですから、そのように疑惑を持たれないように、今まで戦争反対と来た清い政党なのだから、このようなところはこれから清くやりましょう。そう思いまして、この陳情には賛成します。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。陳情第10号・庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岩井雅夫君） 賛成多数、よって、陳情第10号は採択送付すると決しました。

以上で案件審査を終わりにします。

説明員の方は御退室願います。

御苦労さまでございました。

〔総務局・財政局退室〕

年間調査テーマ報告書の中間取りまとめについて

○委員長（岩井雅夫君） 最後に、本委員会の年間調査テーマとなります、人口減少社会を見据えたまちづくりの中間取りまとめを行いたいと思います。

9月に千葉市の取組についての所管事務調査を行い、10月に県外視察として熊本市、鹿児島市、宮崎県の先進事例を調査いたしました。

委員の皆様には、これまでの調査活動の振り返りのほか、総務委員会の所管事項で、千葉市の施策に反映すべきと思われる取組について、御発言をお願いしたいと思います。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。田畠委員。

○委員（田畠直子君） 委員長、副委員長をはじめ、中間の取りまとめをありがとうございました。視察も多岐にわたって、多くの自治体を見たおかげで、多分野の視察ができたと思っています。そこの中から、本市が最初に説明した資料と比較して、分野として欠けていると思うものが幾つかあったので、それをお伝えできればと思っています。

企業立地については、千葉市の説明ではあったのですけれども、いわゆる事業を興す起業や、女性の活躍などの市内での雇用の促進の点、それから外国人共生についても本市の当初の資料ではなかったので、このような分野においても人口減少を食い止める一つの分野として取組の中に入れていく必要があるのではないかと思いました。

組織についてなのですけれども、他の市町村を見ますと、広域連携、それから首長同士の会議などを行っていた自治体が多くあったので、千葉市も市原市や四街道市などの広域連携もやっておりますけれども、県内市町村や首長同士の連携をさらに加速させる必要があるのではないかと思いました。

最後に、府内の他部局連携ももう少し強化する必要があるのではないかと思いました。総合政策局が今イニシアチブを取っているところではあって、各局がそれぞれの事業を行っていますが、人口減少の切り口でそれぞれの事業を評価したときに、やはり他部局連携での評価や実績を横串で確認していく必要がある、自治体によってはそれを計画にも位置づけているところもありましたので、府内の他部局連携についても、本市としてはまだ伸び代があるのではないかと考えました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） みんなで一致してこの課題に取り組んできたことは、非常に効果があったのではないかと、よかったです。視察は懇ただしかったですけれども、それなりに見せてもらいました。一つ、数字の上で言えることは、このような取組が当局から始まり、議会もそれに対応していろいろ質問したり、努力をしてきました。その結果、今年で人口が97万人で、それ以降減っていく推計だったものが、98万6,000人ですか、ここまで伸びました。我々も含めて、一体で頑張ればもっと増やすことも可能性があるのではないかというところが見えてきている気がします。

それと、総合政策局は、総務委員会がこのテーマを年間のテーマにしたことによって、人口減少社会を見据えたまちづくり資料6というものを作りました。この中を見ますと、なるほど千葉市も優れたところがあると私も再認識したのは、ゼロ歳から9歳の転入は千葉市は全国3位だと言うのです。今まで転出が多くて転入が優れているという評価は一度もなかったのですけれども、本気になって総合政策局が調査をした結果、このようなデータも出してくれました。

ゼロ歳から9歳の転入が多いことは、いろいろみんなの努力の中で子育てしやすい千葉市に

なっています。ですから、さらにここに学校給食の無償化などが実現すれば、もっと3位から上に上がる可能性もあるのではないですか。人口を増やしていくことに対して、いろいろな要素が必要ですけれども、そのような制度を実現させて、小さい子供が増えていくことを、もっと我々も後押しする必要があるのではないかと思います。

もう一つは、やはり人口が増加していくためには、働く場所と住む場所が必要です。住む場所についてはいろいろ提案しておりますけれども、やはり人口が減少している若葉区などであっても、人口を増加させる、駅から1キロなどいろいろあります。そのような問題も我々は真剣に捉えて、人口が増えていく千葉市についても、我が総務委員会の仕事の一つではないだろうかと思います。

いずれにしても、このテーマで取り組んで頑張ってきたことは成果を上げていると思います。引き続きいろいろな努力をして、千葉市の人口が減らない、むしろ増えていくほうに、総務委員会が貢献しましょう。よろしくお願いします。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございます。米持委員。

○委員（米持克彦君） 千葉市は拠点都市になってきました。今まで私はいろいろなまちづくりにタッチしてきましたが、首都圏の中で千葉市は拠点がなくて困っていたのです。ただただばらばらっと人が集まっていました。ところが、首都圏の中で、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市よりも、なお千葉市が一番の拠点都市になっています。というのは、夜間人口と昼間人口がほぼ同じになってきています。これは首都圏の中で千葉市だけです。横浜市を抜いています。そのような拠点都市になってきています。その先端に立っているのが、一番東京に近い美浜区です。これは物の見事に家が増えています。1個の敷地が全部2戸建てになって、しかも最近は仕様が非常に良くなっています。住みたいと思う仕様です。土地は狭いですが、持っている車は立派です。本当にいい車を持っています。だから、いわゆる所得の高い人がどんどん移ってきていると感じています。

それから、有能な外国人です。私の自治会はインド人が会計です。あなたは、いやに日本語がうまいですねと言ったら、出身高校は渋谷教育学園幕張高等学校だと、こう出たものです。結局はインド人、中国人の方、ビルマ、ベトナム、みんな優秀な国民が早くから帰化して日本人になって、日本の学校を出たほうが楽で平和な暮らしができるということが、この美浜区に表れてきている現象です。その意味においては、千葉市は非常に可能性のある都市だと私は思っておりまして、委員長の人口100万人を目指すという課題は、まさに当たったと思っておりますので、よかったです。結局、数字に出てきているわけです。その意味では、時宜を得た委員会がありました。委員長、ありがとうございました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございます。

ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございました。たくさん勉強させていただきました。人口抑制、出生率を何とか上げようと、Uターン、Iターンも頑張ろうと、いろいろなところを見させていただきました。その一方で、九州で感じたのは、適応についてもやはり意識的にスタートしていたのだなと、人口減少についてしっかり適用していくと、その一つが多文化共生や外国人労働者の受け入れをどのようにうまくやっていくか、あと基幹産業に対して外国

人労働者をいかに順応させるか、もしくは地元の人でしっかりと固めるかなど、宮崎県をはじめいろいろなところがやっているのだなと、とても参考になった次第でございます。

今、米持委員からも、拠点としての話があったように、正直言って福岡市は独り勝ちのような感じであまり参考にならないと思いました。それよりも、それにあらがっている熊本連携中枢都市圏、県の中で今おっしゃった拠点性を發揮して、熊本市にいろいろ集まっている、あの在り方はものすごく千葉市が目指しているかと。特に、熊本市もカーボンニュートラルなど、環境などでいろいろと中心になって熊本市は頑張って、ほかの市がくつづいてきているようですがれども、千葉市もそういったところは、もしかしたら先進性がある気がします。環境がいいということも、東京との差異化の意味でも一つの方法だという感じでした。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 岩井委員長の下、まだ半年ほど残っていますけれども、大変有意義な委員会活動をさせていただいたと思って、本当に感謝申し上げます。私は資料6に1点気に入らないところがあるのですけれども、3ページが、マックスが97万5,000人で終わってしまいます。ぜひ、これは多分2030年には100万人いきますから、当局に言っていただいて、資料のデータの変更をお願いしたいです。そのためには、今、私の地元の生実町でも、産業用地が今やっと始まりまして、整備が始まったのですけれども、やはり仕事がないと若い世代はなかなか魅力を感じて来ないと思います。ですから、仕事ができる千葉市という形で、ただ住みに来て東京に行かれてもなかなかよろしくないと思いますので、ぜひ千葉市は市街化調整区域がたくさんありますから、それこそ犢橋町はほとんどが市街化調整区域で、人が住む場所ではないのですから、ぜひ産業用地にして、大規模産業用地で仕事ができるような環境をつくっていただければ、自然と人は集まると私は思っておりますので、ぜひ2030年の100万都市を目指して頑張っていただければと思います。

ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございます。

ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 委員長をはじめ、本当に皆さんといろいろな学びがありまして、本当に皆さんありがとうございます。でも、まだ最後ではないんですね。

それで、私は田畠委員がおっしゃったことが、同じように感じていて、やはり女性が活躍できる千葉市をもっと広げていくことが、新たな雇用も生まれますし、居住性、長く住み続けていきたいと思える変化をつくっていくことができるのではないかと感じました。あと、外国人との共生は、やはり熊本市やほかの地域を見ましても、どこでも共生していくことを皆さん考えていらっしゃいましたので、もちろん千葉市もやっていますけれども、さらにもっと広げていく施策をしていくことが重要なのではないかと思いました。

あと、広域連携ですけれども、先ほど田畠委員もおっしゃいましたけれども、市原市や四街道市はやっていますが、もう少し大きく考えて、千葉市だけが人口を増やしていくのではなくて、圏域としてみんなで人口減少を抑制していきましょうという考え方でいったらいいのではないかと感じています。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございました。

ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一言だけお願ひいたします。

先ほど福岡市のお話もございましたけれども、いろいろと私も調べてみると、大変まちづくりに、コンパクトシティも進められてきていて、交通政策もだいぶ民間との連携が進められております。ですから、今後、今やっているとは思うのですが、民間との連携と、何よりも国から補助金がもらえるような政策制度をどんどん働きかけていっていただければと思います。そういったことも織り交ぜながら入れていただけると助かります。よろしくお願ひします。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございました。

ほかに。副委員長、ありましたら。

○副委員長（茂呂一弘君） 皆さん、まず今日は長時間どうもありがとうございました。また、先日の視察もどうもお疲れさまでございました。

皆様から意見が出来て、私も視察先で感じたのですけれども、やはり千葉市も含めて、人口減少の抑制や、また人口流入を目指す動きは非常に、特に千葉市においては功を奏して、それが数字として97万人から98万人と来ていることは、今まで千葉市が取ってきた政策が人口の面で考えれば間違いなかったのではないかと思います。これはこれで引き続き、皆さんいろいろ御意見ありましたけれども、不足している部分を補いながら続けていけばいいと思うのですけれども、とはいっても、やはり日本全国のパイが縮む中で、千葉市だけ伸び続ける未来は、なかなかこれは現実問題として描きづらいということも一方で考えなければいけないと思っています。なので、先日総合政策局が作ってくださった資料6の最後のページにありますけれども、人口減少下でも地域社会、経済の活力の維持向上を図る戦略、これを長期ビジョンとして、まずやはり総合政策局が中心になるのか、または市長直轄で何か部局ができるのか分かりませんけれども、とにかく2040年ぐらいまでを見据えた長期的な計画をやはりまずはしっかりと策定していくべきと感じております。当然、人口はもともと減る予定が増えたりもしたので、それは3年や5年のスパンで見直せばいい話だと思うので、まずは長期的なスパンで計画をしっかりと立てていくべきかということが、私が視察、また最近の千葉市の動きを見て感じたところでございます。

以上、意見として申し上げます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございました。

最後に、私から感想を申し上げたいと思うのですが、まだ中間で、まだまだ半年残っていますけれども、今まで皆さんのおかげをもちまして、今、御意見が出ましたけれども、いろいろな部分で、人口を減少ではなくて、もっと人口を集めの取組が必要かと思っております。今、一つ一つを聞いていて、これもある、これもあるとありますけれども、全てできるとは思っていませんが、ごく一部であってもそれを総務委員会で人口を集められればうれしいと思っています。私も思っているのが、やはり100万都市を目指していきたいと思っていますし、先ほど野本委員からもありました、私も教育者でございまして、やはり給食の無償化は必要かと感じております。それは、教育現場を見ていて、やはりそういったところにもっと教育予算を取るなりしていかないと、子供を育てる意識がなくなってしまうと思いますので、ぜひとも今後、

まだ残っている期間でどのようなことができるかを皆さんで吟味していただけるとありがたいと思っています。

本当に半年、まだ終わっていませんから、ありがとうございましたとは言えませんけれども、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかに御意見がなければ、以上で年間テーマの中間の取りまとめを終了いたします。

委員の皆様から頂いた御意見を調査報告書にまとめさせていただきたいと思います。

なお、今後の調査予定でございますが、来年1月23日に国立社会保障・人口問題研究所の方を招いて、人口減少社会を見据えたまちづくりについての講演会を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これも一つ参考にしながら、今後の取組をしていきたいと思います。

以上で、総務委員会を終了いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時47分散会